

# 第193回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時



2024年2月22日(木曜日)  
午前10時(受付開始は午前9時より)

開催場所



大阪市中央区瓦町三丁目3番10号  
ニッケ大阪ビル 2階ホール

※末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

## 株主様へのお願い

株主総会当日にご出席いただけない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面(郵送)またはインターネット等により議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

また、株主総会ご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めとしております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# NIKKE Group

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続導入の件

日本毛織株式会社

証券コード:3201

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、このたびの令和6年能登半島地震により、犠牲となられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災地域の皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

ここに、第193回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により経済や社会活動の正常化が進んだものの、ウクライナ情勢の長期化、資源・エネルギー価格の高騰や為替の変動にともなう物価上昇など、以前にも増して先行きが不透明な状況が続いております。このような事業環境にあっても、成長戦略としてM&Aを推進するとともに、生産性の向上や事業再編による利益改善に取り組んだ結果、3期連続の増収・営業利益増益となり、過去最高の営業利益を更新しました。

2024年1月12日に公表した「RN130 第3次中期経営計画(2024～2026年度)」では、RN130ビジョンの最終フェーズとして、着実に各施策を推し進めることで「前年よりも成長」し、過去最高の売上高・利益の更新を目標としております。各事業が描く「みらい生活創造企業」を具現化し、RN130ビジョンの実現に向けて、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きあたたかいご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

ニッケグループ代表  
日本毛織株式会社 代表取締役社長

長岡 豊

2024年2月



## 連結決算ハイライト

第193期(2022年12月1日から2023年11月30日まで)

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益	ROE
1,134億97百万円	110億16百万円	116億34百万円	76億43百万円	7.0%
前期比 4.1% 増 ↗	前期比 2.9% 増 ↗	前期比 0.7% 減 ↘	前期比 4.9% 増 ↗	前期比 前期並み →

## ニッケグループの理念体系

### 経営理念

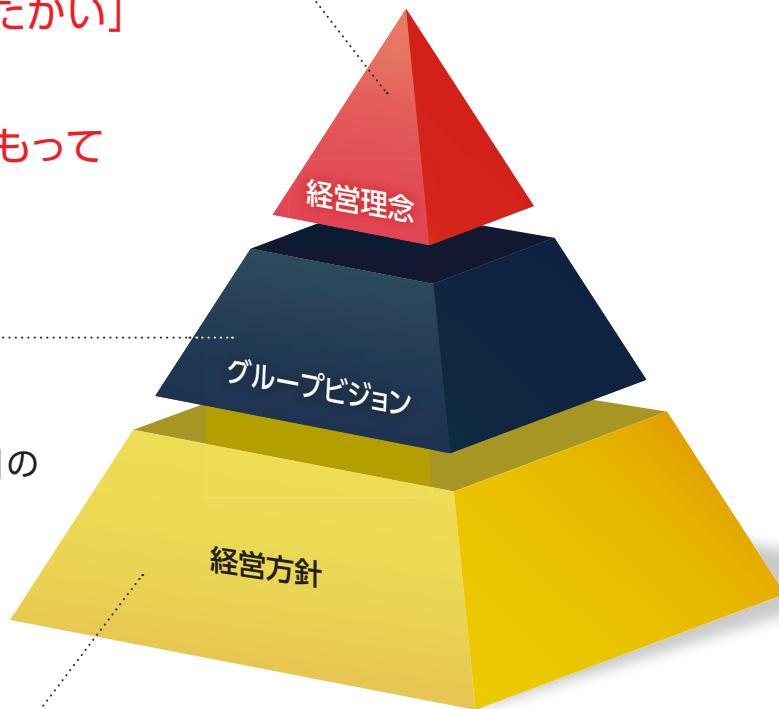
“人と地球に「やさしく、あったかい」  
企業グループとして、  
わたしたちは情熱と誇りをもって  
チャレンジして行きます。”

### グループビジョン

未開の分野に目を向け、  
「高機能商品」「地域No.1サービス」の  
開発と提供へ挑戦し、  
みらい生活創造企業を目指します。

### 経営方針

- 「全員がチャレンジ精神を持ち」「人が育つ」、生命力あふれた会社を目指します。
- お客様の声と研究開発から、独自性のある商品・サービスで市場を創造します。
- 常に未来を見つめ、グローバルな視点に立ち、世界に広がるお客様と社会の発展に貢献します。
- 多くの市場で勝ち抜くために、広く人財を求め、多様な「知」を結集して、事業を革新・発展させます。
- お客様や株主様、社員、取引先、地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの持続的な信頼関係を築くことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

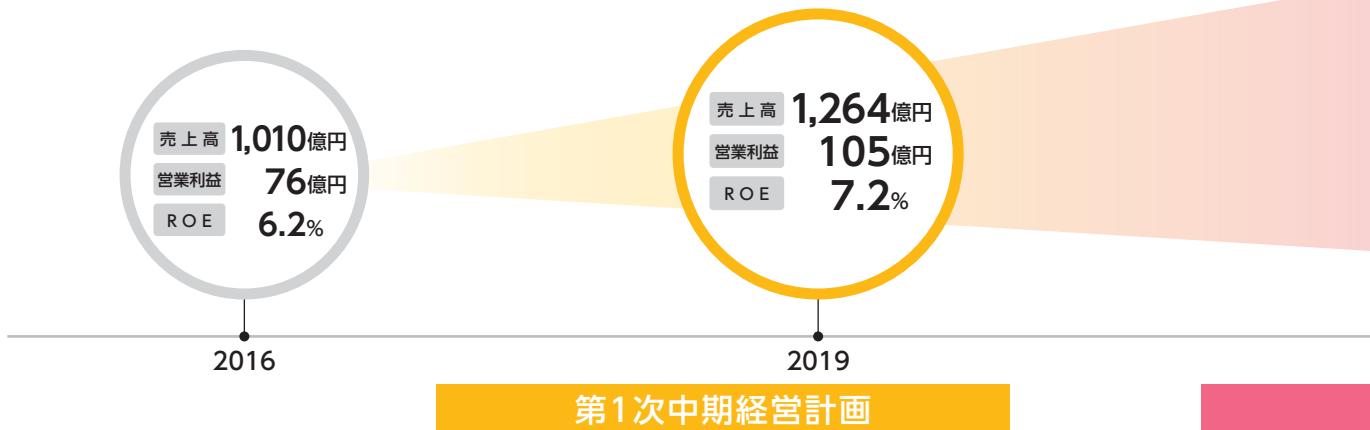


## 「みらい生活創造企業」を目指して

### 中長期ビジョン

## ニッケグループ「RN(リニューアル・ニッケ)130ビジョン」

今後10年間のニッケグループの目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、中長期的な企業価値の向上を目指していく。



### RN130 第3次中期経営計画(2024~2026年度)の骨子

#### 成長戦略

#### 成長事業への投資

- 海外ビジネスの拡大、製造バリューチェーンの強化
- 海外テキスタイル・ニット製品事業の育成、自動車・環境関連の拡大、不織布事業の強化、リサイクルビジネスへの取り組み、不動産開発事業の推進、Eコマースビジネスの強化

#### 成長投資枠

約500億円(3年累計) [内訳] 設備・研究開発投資:290億円 M&A投資:200億円

#### 株主還元強化

- 配当性向について、現行の30%目安から順次切り上げ、第3次中計最終年度での35%を目指す

#### 資本収益性の向上

- 生産性向上、低収益不動産の再開発・再々開発、事業の選択と集中
- ROE8%目標の達成とPBR1倍超を目指す

売上高 **1,135**億円  
 営業利益 **110**億円  
 ROE **7.0%**

2023

第2次中期経営計画

**創立130周年**  
 RN130ビジョンの具現化

売上高 **1,300**億円  
 営業利益 **130**億円  
 ROE **8%**以上

2026

第3次中期経営計画

売上高  
**2,000**億円  
 企業グループへ

数値計画

	2020年度(実績)	2023年度(実績)		2026年度(目標)
売上高	1,049億円	1,135億円	>	1,300億円
営業利益 (率)	90億円 (8.6%)	110億円 (9.7%)	>	130億円 (10%)
親会社株主に帰属する 当期純利益	71億円	76億円	>	88億円
ROE	7.7%	7.0%	>	8%目標

証券コード 3201  
2024年2月1日  
(電子提供措置の開始日 2024年1月31日)

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地  
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)

**日本毛織株式会社**

代表取締役社長 長岡 豊

## 第193回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第193回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第193回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nikke.co.jp/investor/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（日本毛織）」または「証券コード（3201）」を入力・検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、当日ご出席されない株主の皆様におかれましては、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネット等により、2024年2月21日（水曜日）午後5時55分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご来場につきましては、本株主総会開催時の感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）の流行状況や株主の皆様ご自身の体調をご勘案のうえ、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

- 1 日 時** 2024年2月22日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時より）
- 2 場 所** 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号 ニッケ大阪ビル 2階ホール
- 3 目的事項 報告事項**
- 1 第193期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
  - 2 会計監査人および監査役会の第193期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役8名選任の件
- 第3号議案** 監査役3名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

以上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主の皆様へご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第17条の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。

◀事業報告▶

- I. 企業集団の現況に関する事項 「10. 主要な事業所」「11. 従業員の状況」「12. 主要な借入先」
- II. 会社の状況に関する事項 「2. 新株予約権等に関する事項」「4. 会計監査人の状況」
- III. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- IV. 株式会社の支配に関する基本方針
- V. 剰余金の配当等の決定に関する方針

◀連結計算書類▶連結株主資本等変動計算書、連結注記表

◀計算書類▶貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

◀監査報告書▶会計監査人の監査報告書

従いまして、監査役が監査した事業報告、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、株主の皆様へご送付している書面のほか、各ウェブサイトに掲載されている上記各事項となります。

### 【感染症（新型コロナウイルスを含む）拡大防止に向けた当社の取り組み】

- ◎新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されたことから、マスクの着用はご出席の株主様のご判断にお任せいたします。
- ◎受付にて検温をさせていただき、その結果37.5℃以上の発熱がある方、咳の症状など体調不良と見受けられる方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ◎会場では、アルコール消毒液を設置しておりますので、適宜ご利用ください。

# 議決権行使についてのご案内

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2024年2月21日（水曜日）午後5時55分到着分まで

## インターネット等で議決権を行使される場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト（ <https://evote.tr.mufg.jp/> ）にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年2月21日（水曜日）午後5時55分入力完了分まで

※書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

※インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

## 事前質問のご案内

本総会の議案や当社経営に関するご質問をウェブサイトより受け付けております。いただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高い事項に関して、株主総会当日にご回答させていただきます。個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<https://forms.office.com/r/WbSBNPSnhV?origin=lprLink>

**入力期限** 2024年2月15日（木曜日）午後5時55分入力完了分まで



## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日 時** 2024年2月22日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時より）

### ＜株主総会にご出席いただく株主の皆様へのお願い＞

- ・ご来場の際は、本招集ご通知および議決権行使書用紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・開会直前は混雑が予想されますので、お早目のご来場をお願いいたします。
- ・代理人がご来場の場合は、議決権行使書用紙に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- ・当日の議事進行につきましては日本語で行います。
- ・当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

## 議決権行使期限

**2024年2月21日（水曜日）午後5時55分入力完了分まで**  
(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

## ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株皆様のご負担となります。

## 機関投資家の皆様へ

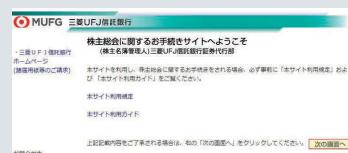
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



### 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。



### 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと考え、経営にあたっております。

「RN130 第2次中期経営計画」の最終年度となる2023年度は、3期連続の増収・営業利益増益となり過去最高の営業利益を更新しました。また、中期経営計画に対しては未達となるものの、期初の業績予想に対しては各利益において達成することができました。

つきましては、2023年11月期の期末配当については配当性向30%を目安として、公表しておりました1株につき金16円に対し3円増配の金19円とすることといたしたく、ご承認のほどお願い申し上げます。

なお、中間配当金として1株につき金14円をお支払いしておりますので、年間配当金は前期に比べ3円増配の1株につき金33円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭とします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金19円

配当総額 1,311,971,470円

なお、先にお支払いした中間配当（金14円）を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき金33円（配当総額 金2,302,548,988円）となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年2月26日（月）

#### 【ご参考】 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと考え、経営にあたっております。

創立130周年に向けた「RN130ビジョン」の最終フェーズとなる「RN130 第3次中期経営計画」においては、成長投資と株主還元のバランスを志向し、株主還元の強化として以下を掲げております。

##### <株主還元方針>

- ・配当性向については、現行の30%目安から順次切り上げ、第3次中計最終年度での35%を目指す。
- ・投資の進捗も鑑みて機動的な自己株式取得を行い、総合的な株主還元を充実させる。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

当社では、取締役の経営責任を重視し、株主の皆様にも各年ごとに取締役の信任をお諮りするため定款により任期を1年としています。また、取締役会の少人数化のため、定款により取締役の員数を8名以内としています。つきましては、本総会の終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役8名の選任をお願いします。

なお、本議案が原案どおり可決されますと、当社取締役における社外取締役の割合は3分の1以上となります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社グループにおける地位・担当等	候補者属性
1	富田 一弥	取締役会長 取締役会議長 アドバイザー・取締役委員（座長）	再任
2	長岡 豊	代表取締役社長 社長執行役員 アドバイザー・取締役委員	再任
3	日原 邦明	取締役常務執行役員 産業機材事業本部長	再任
4	川村 善朗	取締役常務執行役員 人とみらい開発事業本部長	再任
5	岡本 雄博	取締役常務執行役員 経営戦略センター長	再任
6	若松 康裕	社外取締役 アドバイザー・取締役委員	再任 社外 独立
7	宮島 青史	社外取締役 アドバイザー・取締役委員	再任 社外 独立
8	加藤 之啓	—	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1



とみ た かず や  
**富田 一弥**

(1959年4月3日生)

再任

所有する当社の株式数 99,291株

在任年数 11年

取締役会出席状況 12/12回

## 略歴、当社における地位および担当

1984年4月 当社入社  
2007年2月 当社コミュニティサービス事業グループ長  
2008年12月 当社コミュニティサービス事業部長  
2009年2月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長  
2011年12月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長  
兼管理部長兼通信・新規サービス部長  
2012年12月 当社常務執行役員人とみらい開発事業本部長  
兼コンシューマー事業本部長  
兼管理部長兼通信・新規サービス部長  
2013年2月 当社取締役常務執行役員人とみらい開発事業本部長  
兼コンシューマー事業本部長  
兼管理部長兼通信・新規サービス部長  
2014年6月 当社取締役常務執行役員経営戦略センター長  
2016年2月 当社代表取締役社長 社長執行役員  
2022年2月 当社取締役会長 取締役会議長 (現任)

## 取締役候補者とした理由

富田一弥氏は、取締役会長として経営の監督を適切に行うとともに、取締役会では議長として独立的な立場から、実効性のある議事運営に努めてきました。また、当社の前社長として長年にわたり経営全般に携わり、中長期ビジョン「RN130ビジョン」を推進するなど、豊富な経験を有しています。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



なが おか ゆたか  
**長岡 豊**

(1961年9月7日生)

再任

所有する当社の株式数 53,954株

在任年数 4年

取締役会出席状況 12/12回

## 略歴、当社における地位および担当

1984年4月 当社入社  
2008年12月 当社衣料繊維事業本部岐阜工場長  
2010年12月 当社衣料繊維事業本部印南工場長  
2012年2月 当社衣料繊維本部付部長 (海外事業特命担当)  
2014年2月 当社衣料繊維事業本部岐阜工場長  
2015年9月 株式会社ニッケ機械製作所代表取締役社長  
2018年2月 当社執行役員  
株式会社ニッケ機械製作所代表取締役社長  
2020年2月 当社取締役常務執行役員人とみらい開発事業本部長  
2021年2月 当社取締役常務執行役員人とみらい開発事業本部長  
兼開発事業部長  
2022年2月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

## 取締役候補者とした理由

長岡豊氏は、代表取締役社長として経営の監督と重要事項の決定を適切に行ってきました。また、「RN130ビジョン」の実現に向けて、第2フェーズとなる「RN130第2次中期経営計画」を推進し、3期連続の増収と営業利益増益を達成、営業利益については過去最高を更新いたしました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3



ひ はら く に あ き  
**日原 邦明**

(1957年5月7日生)

再任

所有する当社の株式数 43,943株

在任年数 6年

取締役会出席状況 12/12回

## 略歴、当社における地位および担当

- 2011年4月 当社入社
- 2012年7月 当社衣料繊維事業本部販売第3部長
- 2013年10月 ニッケタイランド取締役社長
- 2014年12月 日毛（上海）管理有限公司総経理
- 2015年6月 南海ニッケ・マレーシア取締役社長
- 2016年2月 アンピック株式会社（現 株式会社エフアンドエイノンウーブンズ）代表取締役社長
- 2018年2月 当社取締役常務執行役員産業機材事業本部長（現任）
- 2018年6月 芦森工業株式会社社外取締役
- 2020年6月 株式会社フジコー代表取締役社長（現任）
- 2022年2月 アンピック株式会社（現 株式会社エフアンドエイノンウーブンズ）取締役会長（現任）

## 重要な兼職の状況

株式会社エフアンドエイノンウーブンズ取締役会長

## 取締役候補者とした理由

日原邦明氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として産業機材事業本部長を担当し、成長産業である自動車関連や環境関連への注力と海外事業の拡大に取り組むとともに、不織布事業の拡大を推し進めました。また、「企業ブランド戦略委員会」委員長として、企業ブランド戦略の構築を具現化してまいりました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4



かわ むら よし ろう  
**川村 善朗**

(1960年11月15日生)

再任

所有する当社の株式数 41,894株

在任年数 5年

取締役会出席状況 12/12回

## 略歴、当社における地位および担当

- 1983年4月 当社入社
- 2005年12月 江陰日毛紡績有限公司総経理  
兼江陰日毛印染有限公司総経理
- 2008年12月 当社研究開発センター第2研究開発室長
- 2010年5月 当社エンジニアリング事業部専門部長
- 2013年2月 株式会社ニッケ機械製作所代表取締役社長
- 2015年9月 当社衣料繊維事業本部製造統括部長
- 2016年2月 当社執行役員衣料繊維事業本部製造統括部長
- 2017年6月 当社執行役員衣料繊維事業本部製造統括部長兼ファブリック事業部長
- 2019年2月 当社取締役常務執行役員衣料繊維事業本部長
- 2022年2月 当社取締役常務執行役員人とみらい開発事業本部長（現任）

## 取締役候補者とした理由

川村善朗氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として人とみらい開発事業本部長を担当し、東京ビル再開発などの積極的な投資を実行するとともに、不採算事業の選択と集中、事業再編を推し進めました。また、「ニッケグループ地球環境委員会」委員長として、地球環境保全の重要性を認識しグループ全体の意識改革を進めてまいりました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5



おか もと たけ ひろ  
**岡本 雄博**

(1961年6月9日生)

再任

所有する当社の株式数 37,494株

在任年数 2年

取締役会出席状況 12/12回

## 略歴、当社における地位および担当

2005年8月 当社入社  
2008年12月 当社経営戦略センター-財經室長  
2013年3月 当社産業機械事業本部管理部長  
2014年12月 当社経営戦略センター-経営企画室長  
2016年2月 当社執行役員経営戦略センター-経営企画室長  
2019年2月 当社常務執行役員経営戦略センター長  
2021年6月 川西倉庫株式会社社外取締役  
2022年2月 当社取締役常務執行役員経営戦略センター長（現任）

## 取締役候補者とした理由

岡本雄博氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行うとともに、常務執行役員として経営戦略センター長を担当し、経営戦略の策定と推進、コーポレート・ガバナンスの構築、グループ全体の財務・人事・IRやM&A戦略、メディカル関連分野を推進しました。また、「サステナビリティ委員会」委員長として、当社グループの持続的な成長と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりました。これらの実績から、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6



わか まつ やす ひろ  
**若松 康裕**

(1954年8月6日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 一株

在任年数 2年

取締役会出席状況 12/12回

## 略歴、当社における地位および担当

1977年4月 川西倉庫株式会社入社  
2006年6月 同社取締役 神戸支店長  
2011年4月 同社取締役  
2011年6月 同社取締役 国際部長  
2011年6月 同社常務取締役 営業本部副本部長兼国際部長  
2013年4月 同社常務取締役 営業本部副本部長  
2013年6月 同社代表取締役社長 営業本部長  
2015年9月 同社代表取締役社長  
2021年4月 同社取締役会長（現任）  
2022年2月 当社社外取締役（現任）

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

若松康裕氏は、他の会社の経営経験があり、倉庫関連業界における実績とその豊富な経験に基づき、独立的な立場から取締役会における監督を行っていただいています。また、役員指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与していただいています。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくことを期待したため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 重要な兼職の状況

川西倉庫株式会社取締役会長

候補者番号

7



みや じま せい し  
**宮島 青史**

(1960年1月11日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 一株

在任年数 2年

取締役会出席状況 12/12回

## 略歴、当社における地位および担当

- 1983年4月 野村不動産株式会社入社
- 2001年6月 同社法人営業部長
- 2006年6月 同社取締役 法人カンパニー副カンパニー長
- 2009年4月 同社取締役常務執行役員 法人カンパニー長
- 2012年4月 同社代表取締役専務執行役員 法人カンパニー長
- 2012年5月 野村不動産ホールディングス株式会社執行役員 仲介C R E部門長
- 2013年4月 野村不動産アーバンネット株式会社代表取締役社長 社長執行役員
- 2016年4月 同社取締役会長
- 2018年6月 新日本建設株式会社取締役 副社長執行役員
- 2022年2月 当社社外取締役 (現任)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宮島青史氏は、他の会社の経営経験があり、不動産関連業界における実績とその豊富な経験に基づき、独立的な立場から取締役会における監督を行っていただいています。また、役員指名・報酬および代表取締役から会社経営の根幹にかかる事項について諮問に応じる「アドバイザーボード」の社外委員として、当社グループのコーポレート・ガバナンス向上において積極的に関与していただいています。これらの実績と豊富な経験に基づき、当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくことを期待したため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

8



か とう ゆき ひろ  
**加藤 之啓**

(1959年1月3日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数 一株

## 略歴

- 1984年4月 日本電装株式会社 (現 株式会社デンソー) 入社
- 2005年1月 同社 IC技術2部長
- 2010年6月 同社 常務役員
- 2017年4月 同社 専務役員
- 2019年6月 株式会社デンソーテン代表取締役社長
- 2023年5月 株式会社ゆき屋ConCon代表取締役社長 (現任)
- 2023年8月 日本プロセス株式会社社外取締役 (現任)

## 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

加藤之啓氏は、他の会社の経営経験があり、自動車関連業界における実績とその豊富な経験に基づき、独立的な立場から当社グループの持続的な企業価値向上の実現と経営の監督を行っていただくことを期待したため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 重要な兼職の状況

日本プロセス株式会社社外取締役

- (注) 1. 当社は、取締役候補者の決定に対する客観性を高めるため、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザーボード」を設けており、当社取締役会は「アドバイザーボード」での審議結果に基づき、候補者を決定しています。
2. 若松康裕、宮島青史および加藤之啓の各氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者です。  
なお、若松康裕および宮島青史の両氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、加藤之啓氏についても株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定する予定です。
3. 責任限定契約の締結について  
当社は、社外取締役候補者 若松康裕および宮島青史の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、下記概要のとおり責任限定契約を締結しています。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。また、加藤之啓氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各取締役候補者が選任され就任した場合は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第3号議案 監査役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役 上野省吾氏、片山健氏および上原理子氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号

1



ふじ わら ひろ し  
**藤原 浩司**

(1963年9月29日生)

新任

所有する当社の株式数 21,431株

### 略歴および当社における地位

- 1986年4月 当社入社
- 2011年2月 当社衣料繊維事業本部管理部長兼財務課長
- 2013年2月 当社衣料繊維事業本部管理部長
- 2013年3月 当社経営戦略センター財經室長
- 2020年2月 当社執行役員経営戦略センター財經室長（現任）

### 監査役候補者とした理由

藤原浩司氏は、執行役員として当社グループの財務・経理・税務戦略を推進するとともに、衣料繊維事業、人とみらい開発事業など幅広く経験し、当社グループの事業に関して相当程度の知見を有しています。また、グループ会社の監査役の実績もあり、企業の健全性を確保するために監査を行うことについて適切な人材と判断し、新たに監査役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

2



う え はら みち こ  
**上原 理子**

(1949年12月24日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 一株

在任年数 7年

取締役会出席状況 12/12回

監査役会出席状況 13/13回

## 略歴および当社における地位

1976年4月 神戸地方裁判所判事補  
1979年4月 神戸地方裁判所尼崎支部判事補  
1982年4月 大阪地方裁判所判事補  
1986年4月 福岡地方裁判所判事  
1989年5月 弁護士登録、三宅合同法律事務所入所  
1992年3月 上原合同法律事務所開設（現任）  
2016年6月 住友電気工業株式会社社外監査役（現任）  
2017年2月 当社社外監査役（現任）  
2022年6月 積水化成成品工業株式会社社外取締役（現任）

## 重要な兼職の状況

弁護士（上原合同法律事務所）  
住友電気工業株式会社社外監査役  
積水化成成品工業株式会社社外取締役

## 社外監査役候補者とした理由

上原理子氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、法律に精通した弁護士としての経験に基づき、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行い、適切な意見をいただくため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3



か とう じゅん いち  
**加藤 純一**

(1962年1月26日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数 一株

## 略歴

1994年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所  
1998年1月 公認会計士橋本節雄会計事務所（現 公認会計士加藤純一事務所）入所（現任）  
1999年4月 公認会計士登録  
1999年7月 税理士登録  
2005年6月 シンシア税理士法人設立・代表社員（現任）

## 重要な兼職の状況

公認会計士（公認会計士加藤純一事務所）  
税理士（シンシア税理士法人 代表社員）

## 社外監査役候補者とした理由

加藤純一氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、財務・会計・税務に精通した公認会計士としての経験に基づき、企業の健全性を確保するために独立した客観的な立場において監査を行い、適切な意見をいただくため、新たに社外監査役としての選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 上原理子および加藤純一の両氏は、社外監査役の要件を満たした社外監査役候補者です。  
なお、上原理子氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。また、加藤純一氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定する予定です。
2. 責任限定契約の締結について  
当社は社外監査役候補者 上原理子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、下記概要のとおり責任限定契約を締結しています。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。また、加藤純一氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各監査役候補者が選任され就任した場合は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 【ご参考】 当社の独立社外役員に対する考え方

独立社外取締役は、中長期的な企業価値の向上に資する助言、経営の監督、利益相反の監督を果たし、ステークホルダーの意見を取締役に反映する。独立社外監査役は、その独立性の立場を踏まえた監査を行い、適切に意見を述べる。

- ・独立社外役員が取締役会の議論に積極的に参加できるように、社外取締役と監査役による連絡会を随時開催することで客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。
- ・独立社外役員については、金融商品取引法が定める独立性基準を踏まえ、その実質面を担保するために、以下のとおり独立性の判断基準を定めて候補者を選定する。
  - ア) 当社の大株主またはその業務執行者ではないこと  
大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する者とする。
  - イ) ニッケグループの主要な取引先またはその業務執行者ではないこと  
主要な取引先とは、直前事業年度の当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたはその取引先グループの連結売上高の2%を超える者とする。
  - ウ) ニッケグループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと  
多額の金銭とは、直前事業年度において、1,000万円またはその者の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の金額とし、かつその者の役員報酬額を超えない額とする。

また、アドバイザーボードは代表取締役からの諮問を受け、その独立性を検証するものとする。

「ニッケ コーポレートガバナンス・ガイドライン」より抜粋

# 株主総会参考書類

## 【ご参考】本株主総会終結後の各役員のスキルマトリックス

第2号議案および第3号議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の各役員のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

役職 (注)1	氏名	各役員のスキルマトリックス									当社事業経験			
		企業経営	営業	技術 研究開発	財務 会計	人事 労務	法務 リスク マネジメント	サステナ ビリティ	M&A	グローバル 経験	衣料繊維 事業	産業機材 事業	人とみらい 開発事業	生活流通 事業
取締役	富田 一弥	●	●		●	●	●		●		●		●	●
	長岡 豊	●		●		●			●	●	●	●	●	
	日原 邦明	●	●						●	●	●			
	川村 善朗	●		●				●	●	●	●	●	●	
	岡本 雄博		●		●	●	●	●			●	●		
	若松 康裕	●	●				●		●					
	宮島 青史	●	●			●								
	加藤 之啓	●		●		●	●							
監査役	大橋 一宏	●		●							●	●		
	藤原 浩司				●		●		●		●		●	
	上原 理子					●	●							
	加藤 純一				●									

スキル項目の内容は以下の通りです。

企業経営	グループ会社を含めた事業会社の経営経験があり、会社経営に関する知識を有している
営業	営業・マーケティング・ブランド戦略における経験を有している
技術・研究開発	生産技術、品質管理、研究開発分野における経験を有している
財務・会計	財務・会計・資本政策・税務などの専門的知識を有している
人事・労務	人材マネジメント・労務管理・人権尊重など人的資本経営に関する知識を有している
法務・リスクマネジメント	法務・知財・リスクマネジメントなどの専門的知識を有している
サステナビリティ	サステナビリティをめぐる諸課題に関する見識、ESG活動の責任者としての経験・専門的知識を有している
M&A	M&Aやアライアンスなどの戦略策定・遂行の経験を有している
グローバル経験	海外での勤務経験、グローバルベースの営業活動の経験を有している

- (注) 1. 若松康裕、宮島青史および加藤之啓の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
また、上原理子および加藤純一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
2. 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いします。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開始の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。



かつ い えい こ  
**勝井 映子**

(1968年11月2日生)

補欠

社外

独立

所有する当社の株式数 \_\_\_\_\_ 一株

### 略歴

- 1995年4月 弁護士登録、中川法律事務所入所（現任）
- 1995年4月 大阪弁護士会 子どもの権利委員会 委員（現任）
- 2005年4月 大阪弁護士会 法教育委員会 委員（現任）
- 2012年6月 日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会 委員（現任）
- 2014年4月 大阪府教育委員会 スクールロイヤー（現任）
- 2018年6月 日本弁護士連合会 市民のための法教育委員会 副委員長（現任）

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

勝井映子氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、法律に精通した弁護士としての経験を活かして、独立的な立場からの確な監査を行っていただきたいため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものです。また、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

### 重要な兼職の状況

弁護士（中川法律事務所）

- (注)
- 勝井映子氏は、社外監査役の要件を満たした補欠の社外監査役候補者です。
  - 法令に定める監査役の員数を欠き、勝井映子氏が社外監査役として就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏を独立役員として指定する予定です。
  - 法令に定める監査役の員数を欠き、勝井映子氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりです。
    - 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - 上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
  - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。法令に定める監査役の員数を欠き、勝井映子氏が社外監査役として就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

当社は、2021年2月25日開催の第190回定時株主総会において、株主の皆様からのご承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続導入しておりますが、2024年1月12日に開催された当社取締役会において、現プランを一部変更したうえで継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

本議案は、本プランの重要性に鑑み、広く株主の皆様のご意思を反映させるため、本プランの継続導入についてご承認をお願いするものです。

なお、本プランの合理性・公正さを確保するための措置として、当社社外取締役、当社社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置し、特別委員会委員を選任する予定です。

本プランの内容は以下のとおりです。

### 1 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主の皆様であり、株主構成は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主の皆様に委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定され、当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

### 2 基本方針の実現に資する取り組みの概要

#### （1）企業価値向上への取り組み

当社は1896年の創業以来、永年にわたって培った独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして品質の向上や技術開発に努め、我が国の繊維産業の発展に寄与するとともに”ウールのニッケ”としてこれまで高い評価を得てまいりました。そして今日では、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という経営理念のもと、「衣料繊維事業」、「産業機材事業」、「人とみらい開発事業」、「生活流通事業」の4つの事業領域全てを「本業」と位置付け、約60社からなる企業グループとして多種多様な事業を展開しています。

当社グループは、2017年度を初年度とする中長期ビジョン「RN130ビジョン」において、10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げております。

「RN130 第2次中期経営計画（2021～2023年度）」では、目標の一つである「2019年度に達成した過去最高の営業利益を更新する」を中期経営計画2年目（2022年度）に前倒しで達成しました。中期経営計画最終年度（2023年度）については計画数値である「連結売上高1,270億円以上、連結営業利益115億円以上、親会社株主に帰属する当期純利益78億円以上」には届かないものの、各利益については期初に公表した業績予想を上回ることができました。事業再編に伴う売上縮小をM&Aによりカバー、急激な環境変化におけるコスト増などはあるものの生産性向上や事業再編により利益率は向上し、第2次中期経営計画期間を通して増収・営業利益増益となりました。各事業領域が相互補完することにより、安定して営業利益100億円以上を計上できる収益基盤の構築が進んでおります。また、ROEについては7%を上回る水準まで向上してきました。

2024年1月12日に公表した「RN130 第3次中期経営計画（2024～2026年度）」では、RN130ビジョンの最終フェーズとして、着実に各施策を推し進めることで「前年よりも成長」し、過去最高の売上・各利益の更新することを目標としております。各事業が描く「みらい生活創造企業」を具現化し、「RN130ビジョン」の実現に向けて、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

### （2）コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制においては、当社はかねてより「監査役会設置会社」として監査役機能を有効に活用していますが、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、2004年に指名・報酬委員会業務を担う「アドバイザリーボード」（年2回開催）を設置し、2006年から社外取締役を選任するなど、日本企業のなかでもとりわけ早期から、先進的に実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け積極的に取り組んでいます。

なお、現在は、取締役会の監督機能をより強化すべく、取締役会の1/3以上を独立性の高い社外取締役としています。監査役は、毎月監査役会を開催する他、グループ経営会議、取締役会等の重要な会議に参加し、独立した客観的な立場で意見を述べています。また監査役会監査については年間監査スケジュールを作成し十分な監査時間を確保したうえで実施しており、代表取締役、担当常務、内部監査部門、会計監査人とも定期的な懇談を実施しています。

引き続き、コーポレートガバナンス・コードに基づくガバナンス体制の強化を目指してまいります。

当社グループは2026年12月に創立130周年を迎えます。伝統を大切にしながらも立ち止まらずに革新と挑戦を重ね、環境に合わせてしなやかに変化し成長してきました。創業からの継続的な取り組みの積重ねを企業価値の源泉としつつ、更に情熱と誇りを持って未開の分野にチャレンジし続け、「みらい生活創造企業」を目指していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しています。そのためには、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を維持し、中長期的な視点に立って当社グループの各事業を持続的に発展させていくことが必要であると考えています。

## 3 本プランの目的

資本市場のグローバル化が進展するなか、日本における企業買収も今後、ますます増加するものと思われま  
す。当社は引き続き、一層の企業価値の向上、株主の皆様との共同利益の向上に努めてまいります。当社の事  
業内容や事業規模、資産構成から見て、当社株式の大規模買付行為がなされる可能性は必ずしも否定できるもの  
ではありません。仮に当社に対する大規模買付行為が発生した場合、当該行為の是非を株主の皆様適切にご判  
断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報や見解が提供されること  
が不可欠であると考えています。そのためには、大規模買付者から情報提供、当社取締役会が必要に応じて大規  
模買付者と交渉・協議を行う機会、そして当社取締役会が善管注意義務に基づき適切な検討・判断を行う熟慮期  
間を十分に確保することが大前提であると考えています。

しかし、当社としては、金融商品取引法における公開買付制度のルールでは、株主の皆様判断いただくため  
に必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うには十分とは言えないものと認識しており、ま  
た、あらかじめ対応方針を備えていない限り当社取締役会が株主共同の利益を向上させる適切な措置を講じるこ  
とは困難を極めることが予想されますので、上記趣旨に則り、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下  
「大規模買付ルール」といいます。）を策定・開示し、大規模買付者に対して、この大規模買付ルールに則った買  
付行為を行うよう求めることとしました。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合は原則として対抗措置の発動は行いません。

しかし、ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著し  
く損なうことが明白であると判断されるような場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを第一  
的な目的として、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することを検討します。

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動しないよう設定されており、また、当社取  
締役会は、独立社外役員等で構成される当社取締役会から独立した特別委員会の判断や株主意思確認総会にお  
ける決議内容を最大限尊重するものとしております。このようなことから、本プランは当社取締役会の恣意性が排  
除される仕組みを有するものと判断しています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付を行う旨の通達、打診、提案を受けているわけ  
ではありません。

## 4 本プランの内容

### (1) 本プランの対象となる大規模買付

以下の①から③までのいずれかに該当する行為またはこれらに類する行為（これらの提案、第三者に対する勧誘行為を含みます。）がなされた場合、本プランにおける大規模買付となります。ただし、当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定した場合を除きます。なお、③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の判断を最大限尊重し、合理的に行うものとします。

- ①当社が発行する株券等※1 について保有者※2 の株券等保有割合※3 が20%以上となる買付
- ②当社が発行する株券等※4 について、公開買付※5 に係る株券等所有割合※6 およびその特別関係者※7 の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付
- ③上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、( i )当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者※8 もしくは特別関係者（以下、「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下同じ。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらのものが共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為※9 であって、( ii )当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

※1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下同じ。

※2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じ。

※3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じ。

※4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じ。

※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じ。

※6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。

※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下同じ。

※8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされるものを含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下同じ。

※9 「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらのものが共同ないし協調して行動する関係」の存否の判定は、現在または過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引実績、契約関係、役員の兼任関係、資金提供の有無、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接的または間接的に及ぼす影響などを考慮しておこないます。

### (2) 大規模買付ルールの内容

この大規模買付ルールは、大規模買付者より提供された必要かつ十分な情報に基づき当社取締役会において当該買付行為に対する評価検討がなされ、かつ大規模買付者ならびに当社取締役会により株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が公表・説明された後に、大規模買付者が当該買付行為を開始する、というものです。具体的には以下のとおりです。

#### ①「意向表明書」の提出

大規模買付者が当社取締役会の賛同を得ずに大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会宛に以下の内容を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案がなされた場合は、その事実をすみやかに公表します。

- (a) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- (b) 大規模買付行為の概要
- (c) 大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の概要
- (d) 大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

### ②十分な情報の提供

当社取締役会は、株主の皆様への判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくため、前記の「意向表明書」の受領後5営業日以内に、大規模買付者に対し「大規模買付情報」の提供を要請します。当初提出していただくべき大規模買付情報の項目は以下のとおりですが、事案の性質上、項目として不足していると考えられる場合には、回答に必要な期限（60日を上限とします。）を定め、たとえば大規模買付者に追加的に情報を提供するように要求することがあります。この場合、大規模買付者には、指定した期限までに追加情報を再提出していただきます。

なお、大規模買付情報の提供完了の事実については当社取締役会より株主の皆様へ公表します。また、大規模買付情報の内容は、当社取締役会が株主の皆様への判断のために必要であると認める場合には、その全部または一部を公表します。

- (a) 大規模買付者およびそのグループの概要、資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大規模買付行為および結果、コーポレート・ガバナンス・CSRへの取り組み状況
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容
- (c) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思決定の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- (d) 買付対価の算定根拠の概要
- (e) 大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、資本構成、財務内容
- (f) 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針・経営理念、事業計画の概略

### ③当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供がなされた後、評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のため下記の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、この間当該買収提案が株主共同の利益に合うか否かにつき第一次的判断を行います。取締役会評価期間は下記の期間を設定し、開始日については株主の皆様へ公表します。

- (a) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買付の場合には60日間を上限とします。
- (b) 上記以外の大規模買付行為の場合は90日間を上限とします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家および有識者等の助言を得ながら提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、見解をとりまとめたくて株主の皆様公表します。また、買収条件の改善により当該買収提案が株主共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で買収条件の改善について交渉し、当社取締役会より株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、株主の皆様が当該買付提案の是非を判断できるよう、取締役会の評価等について、できるだけ事実に基づき、株主の皆様に対して説明します。

大規模買付行為は、当該取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

#### ④ 特別委員会による勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、上記③の取締役会による評価、検討、交渉、代替案の提案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。

また、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようなされることを確保するために、特別委員会は、適宜必要に応じ当社の費用負担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者の助言を受けることができるものとします。なお、特別委員会が当社取締役会に対して以下の (a)または(b)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従い速やかに開示いたします。

##### (a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せず、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反行為が是正されない場合には、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であること、その他特段の事由がある場合を除き、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

##### (b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが順守されている場合であっても、当該大規模買付が以下の (i) ~ (v) の類型に該当し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認める場合には、特別委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告することがあります。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っているとは判断される場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全ての株券等の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

※ (iii)、(iv) については、「当社の資産を買収者の担保とすること」や「当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当させることが予定されている」などそのみでは当該買収が株主共同の利益を侵害するとは言い難い場合は除くものとします。

※ (v) については、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません。

### ⑤株主意思の確認

当社取締役会は、④対抗措置の発動を実施する場合、または⑥特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を勧告した場合には、原則として※10 株主意思確認総会における株主投票または書面投票※11 のいずれかを選択して実施するものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について決定し、決定内容をすみやかに情報開示します。また、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

※10 例えば、大規模買付者が、本プランに定められた手続きを遵守せずに実行しようとした場合には、株主総会を開催する時間が存しないこと及び株主の皆様が買収等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、特別委員会の意見を尊重したうえで、株主意思確認総会を経ることなく対抗措置を実施することがあります。

※11 株主意思確認総会は、原則として最長60日間の期間を設定し当該期間中に開催しますが、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合があります。株主意思の確認を行う場合またはその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、すみやかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きは、原則として、投票基準日の最終の株主名簿に記録または記載された株主による普通決議としますが、大規模買付の目的、方法および内容ならびに、大規模買付者と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、例外的に、大規模買付者および特別委員会が当該議案との関係で大規模買付者と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。投票基準日は、関係法令および株主確定に必要な日数から導き出せる最も早い日とし、投票基準日設定の公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

### ⑥取締役会の決議

当社取締役会は、善管注意義務にしたがい、その責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。発動を決議した場合には、当社取締役会が別途定める日において対抗措置を発動することになります。

なお、発動に際しては当社より当該大規模買付者に対して経済的対価の交付は行いません。当該大規模買付者は、株主の多数の支持を得られなかった場合に、当該買収を撤回・中止する時間が残っていること等によって、対抗措置の発動による持株比率の希釈化を回避することができます。

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動を決議した場合には、当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

### ⑦対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、対抗措置の発動の中止を決議することができます。また、特別委員会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告できるものとします。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を中止するか否かを決議します。

対抗措置の発動の中止を決議した場合、すみやかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には以下の手続きとなります。

- (a) 新株予約権の無償割当てが決議され、新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。
- (b) 新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による本新株予約権の無償取得を行います。

### (3) 本プランの合理性・公正性を確保するための措置

#### ①「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」に十分配慮していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」及び近時の裁判例の動向等に十分配慮したものとなっています。

#### ②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入されるものです。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

### ③株主意思を重視するものであること

本プランは2024年2月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様により導入の決議がなされた場合に発効します。なお、本プランの有効期間を3年間とするサンセット条項を付していますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映することが可能となります。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できない買収防衛策）もしくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### ④恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員から構成された特別委員会を設置します。特別委員会の判断については、株主の皆様に適宜情報開示を行います。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されています。このように、本プランは、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

## (4) 株主および投資家の皆様に与える影響等

### ①本プランの発効時に株主の皆様と与える影響

本プランの発効時点においては、対抗措置（新株予約権の無償割当て）自体は行われません。したがって、本プラン発効時に株主および投資家の有する当社株式に係る法的な権利および経済的利益に対して直接具体的な影響が生じることはありません。

### ②対抗措置発動時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決議した場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当て期日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付します。これにより大規模買付者以外の株主の皆様は、無償にて当社による本新株予約権取得の対価として当社普通株式を受領するため、株主の皆様の保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、対抗措置の発動が決議され本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後の権利落ち日以降、本新株予約権の割当て期日までに生じた事由（大規模買付者の買付行為の撤回による対抗措置の中止または発動の停止等）により、当社が新株予約権の割当てを中止する場合がございます。また、本新株予約権無償割当て実施後に生じた事由により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権者に当社普通株式を交付することなく、当社が全ての本新株予約権を無償で取得する場合があります。この場合、1株当たり株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、希釈化を前提に売買を行うとする株主・投資家の皆様は、株価の変動に十分ご注意ください。

## ③新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要な手続き

### (a) 株主名簿への記録または記載

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主名簿への記録または記載が未了の株主の皆様におかれましては、すみやかに株主名簿への記録等の手続きを行っていただく必要があります。

### (b) 新株予約権の割当て手続き

割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

### (c) 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

この際、当社の本新株予約権の取得と引き換えに、当社普通株式を本新株予約権者に交付することがあります。この場合、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく本新株予約権1個当たり原則として当社株式1株の交付を受けることとなります。

上記のほか、当社による本新株予約権の取得の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知します。

## (5) 本プランの有効期間、廃止および変更

### ①本プランの有効期間

有効期間は、2027年2月に開催予定の当社定時株主総会終結までの3年間とします。

### ②本プランの廃止、修正および変更

当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合もしくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランの有効期間中であっても本プランは廃止となります。

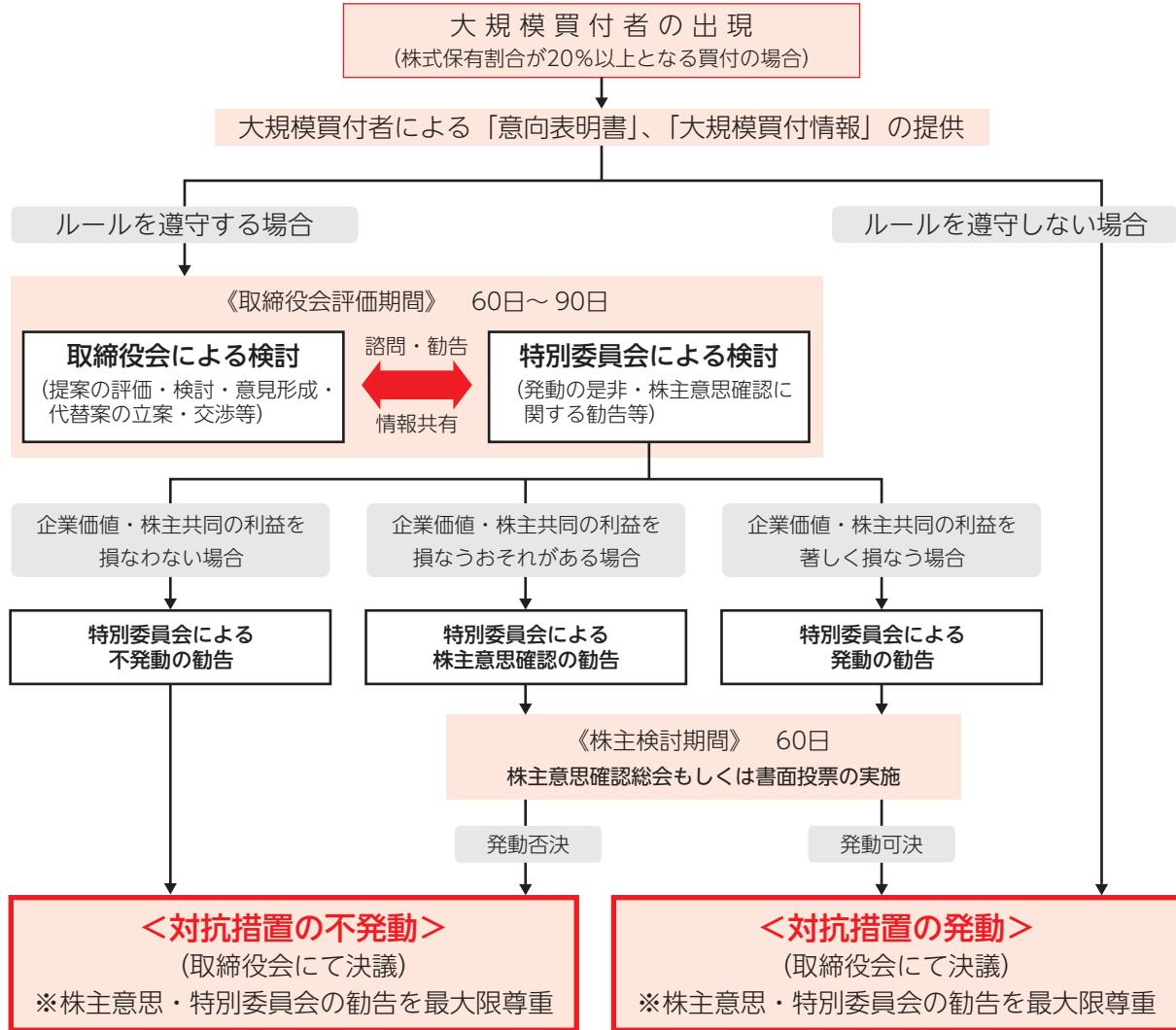
また、当社取締役会は、関係諸法令の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例の変更等により本プランの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用しますが、株主総会の承認の趣旨の範囲で特別委員会の承認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について情報開示を行います。

以上

# 株主総会参考書類

【大規模買付ルール フロー図】



【ご注意】

上記フローチャートは、あくまで本プランの概要を分かりやすく説明するための参考資料として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」本文をご覧ください。

## 【ご参考1】 新株予約権無償割当ての概要について

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数の数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 本新株予約権の割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、必要な調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円以上かつ時価の半値を上限とした当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

### 6. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（これら①から⑥の者を総称して「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。

なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたっては、特別委員会の意見を聴取し、特別委員会の判断を最大限尊重するものとします。

また、本新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

※1 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

- ※2 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。
- ※3 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- ※4 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ※5 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会が認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

### 7. 当社による本新株予約権の無償取得

5. の規定に関わらず、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社は、行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、非適格者以外の全ての新株予約権を無償にて取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につきその対価として1株の当社普通株式を交付することができるものとします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

### 8. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

### 9. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

## 【ご参考2】 特別委員会について

1. 特別委員会は、当社株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針」が決議されることを条件として、当社取締役会の決議により設置されます。
2. 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している①当社社外取締役、②当社社外監査役、③社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。
3. 特別委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでありません。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとします。
4. 特別委員会は以下の事項について判断し、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。なお、判断においては、当社企業価値ならびに株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的とはなりません。
  - ①対抗措置発動の実施または不実施
  - ②株主意思確認総会または書面投票の実施
  - ③対抗措置発動の中止
  - ④本プランの廃止または変更（但し、変更については、本対応方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
  - ⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載されている事項を行うことができるものとします。
  - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ②買付者等および当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④買付者等との交渉・協議
  - ⑤代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥評価・意見の公表
  - ⑦買付者等と特別利害関係者の判断
  - ⑧非適格者の該当性の判断
  - ⑨その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑩当社取締役会において別途特別委員会が行うことができると定めた事項

6. 特別委員会は、大規模買付情報が提出された場合、当社の取締役会に対して、特別委員会が定める所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。
7. 特別委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付者等に対し、買付内容等の改善を申し入れることができます。
8. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
9. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。
10. 特別委員会の委員は、買付等がなされた場合に限らず、いつでも特別委員会を招集することができます。
11. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを行うことができます。

以 上

## <特別委員会委員候補者の略歴>

氏 名 若松 康裕 (1954年8月6日生)

略 歴 1977年 4 月 川西倉庫株式会社入社  
2006年 6 月 同社 取締役 神戸支店長  
2011年 4 月 同社 取締役  
2011年 6 月 同社 取締役 国際部長  
2011年 6 月 同社 常務取締役 営業本部副本部長兼国際部長  
2013年 4 月 同社 常務取締役 営業本部副本部長  
2013年 6 月 同社 代表取締役社長 営業本部長  
2015年 9 月 同社 代表取締役社長  
2021年 4 月 同社 取締役会長 (現任)  
2022年 2 月 当社社外取締役 (現任)

氏 名 宮島 青史 (1960年1月11日生)

略 歴 1983年 4 月 野村不動産株式会社入社  
2001年 6 月 同社 法人営業部長  
2006年 6 月 同社 取締役 法人カンパニー副カンパニー長  
2009年 4 月 同社 取締役常務執行役員 法人カンパニー長  
2012年 4 月 同社 代表取締役専務執行役員 法人カンパニー長  
2012年 5 月 野村不動産ホールディングス株式会社執行役員仲介 C R E 部門長  
2013年 4 月 野村不動産アーバンネット株式会社代表取締役社長社長執行役員  
2016年 4 月 同社 取締役会長  
2018年 6 月 新日本建設株式会社取締役 副社長執行役員  
2022年 2 月 当社社外取締役 (現任)

氏 名 加藤 之啓 (1959年1月3日生)

略 歴 1984年 4 月 日本電装株式会社 (現 株式会社デンソー) 入社  
2005年 1 月 同社IC技術 2 部長  
2010年 6 月 同社 常務役員  
2017年 4 月 同社 専務役員  
2019年 6 月 株式会社デンソーテン 代表取締役社長  
2023年 5 月 株式会社ゆき屋ConCon 代表取締役社長 (現任)  
2023年 8 月 日本プロセス株式会社 社外取締役 (現任)

※上記特別委員会委員候補者はいずれも会社法に定める社外取締役の要件を満たしており、また、上記特別委員会委員候補者と当社との間には、顧客、取引先、その他 (委託、融資、保証、顧問契約を含む)、特別な利害関係はありません。

## 【ご参考3】 当社株式の状況（2023年11月30日現在）

1. 発行可能株式総数 192,796,000株
2. 発行済株式の総数 78,478,858株（自己株式9,427,728株を含む）
3. 株主数 30,518名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,939	10.05
株式会社三井住友銀行	3,253	4.71
株式会社みずほ銀行	3,198	4.63
日清紡ホールディングス株式会社	2,763	4.00
株式会社竹中工務店	2,000	2.90
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,979	2.87
株式会社三菱UFJ銀行	1,814	2.63
日本生命保険相互会社	1,808	2.62
ニッケ従業員持株会	1,686	2.44
住友不動産株式会社	1,400	2.03

- (注) 1. 当社の保有する自己株式9,427,728株は上記の表に記載しておりません。  
 2. 持株比率については、自己株式数を控除して算出しています。

以 上

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

ニッケグループは、中長期ビジョン「RN130 ビジョン」において、各事業が魅力的な事業を創造し、今後の更なる企業価値向上に向けて、永続的な成長と発展を目指すことを掲げております。

当連結会計年度は、「RN130 ビジョン」の具現化に向けて策定した「RN130 第2次中期経営計画（2021～2023年度）」の最終年度であるとともに、「RN130 ビジョン」に向けての総仕上げとなる「RN130 第3次中期経営計画（2024～2026年度）」を策定する年となりました。経済活動の回復にはなお時間がかかり、2023年度も不透明な状況が続きましたが、一方で、環境を始めとしたサステナビリティ志向の高まりは新たな機会も生んでおり、これらの変化をチャンスと捉えて各種施策を実行してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高113,497百万円（前期比4.1%増）、営業利益11,016百万円（前期比2.9%増）、経常利益11,634百万円（前期比0.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益7,643百万円（前年比4.9%増）となりました。円安による仕入コストの上昇や、資材価格・エネルギー費・物流費高騰の影響もありましたが、人とみらい開発事業が好調だった事に加え、経費圧縮や業務の効率化を進めた効果等により、売上高は増収、営業利益は昨年に引き続き過去最高値を更新しました。

売上高

1,134億97百万円

前期比 4.1%増

営業利益

110億16百万円

前期比 2.9%増

経常利益

116億34百万円

前期比 0.7%減

親会社株主に  
帰属する  
当期純利益

76億43百万円

前期比 4.9%増

事業セグメントの概況は次のとおりです。

なお、各事業セグメントの売上高構成比は、全体の売上高からその他・調整部門売上高3,755百万円を除いた売上高をベースに算出しています。

## 衣料繊維事業



### 主要な商品または事業内容

ユニフォーム素材、一般衣料用素材、  
売糸、衣料商品、防災・防刃素材



衣料繊維事業の当連結会計年度の経営成績は売上高31,359百万円（前期比5.5%増）、営業利益は3,323百万円（前期比2.8%増）となりました。円安による羊毛原料コストの上昇やエネルギー費の高騰が、収益を圧迫しました。

### ユニフォーム分野

学校制服用素材は、前年を上回りました。官公庁制服用素材は、警察向け、消防向け共に前期並みでした。

一般企業制服用素材は、交通関係向け販売が増加しました。

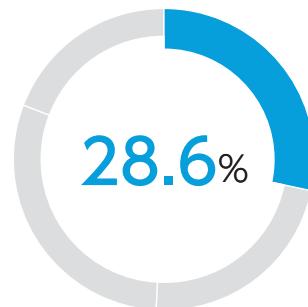
### テキスタイル分野

一般衣料用素材は、国内販売はスーツ生地等の販売が大幅に増加し好調でした。海外販売は、前期並みでした。

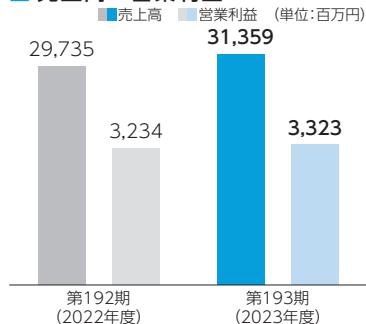
### ヤーン分野

売糸は、ニット関連の販売が大幅に増加し好調でした。

### 売上高構成比



### 売上高・営業利益

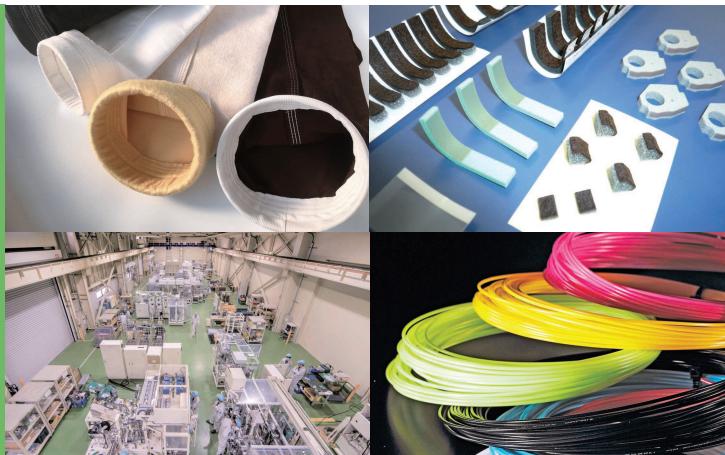


## 産業機材事業



### 主要な商品または事業内容

F A設備、半導体関連装置、エネルギー関連設備、不織布、フェルト、カーペット、スポーツ用品、フィッシング用品、その他産業用資材、その他生活用資材



産業機材事業の当連結会計年度の経営成績は売上高24,713百万円（前期比3.6%増）、営業利益1,586百万円（前期比18.7%減）となりました。

### 自動車関連分野

車両向けの不織布や縫製糸・結束紐などは、前期並みでした。車載電装品他製造ラインのファクトリーオートメーション設備の販売は、半導体等の部材入手遅延の影響等もありましたが、顧客からの受注・引合いが回復傾向にあり、堅調でした。

### 環境関連分野

フィルター資材などの環境・エネルギー関連資材は、前期並みでした。

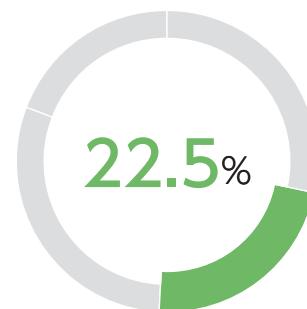
### その他産業関連分野

半導体関連装置や画像検査装置は部材不足により客先への納品遅れが生じ低調でした。OA向け資材、その他工業用資材は、顧客の在庫調整の影響を受け低調でした。

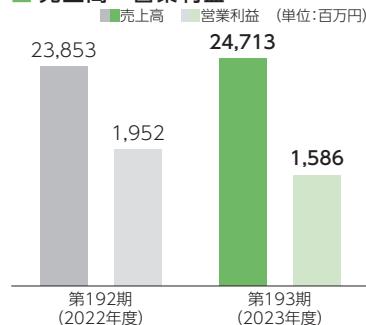
### 生活関連分野

ラケットスポーツ関連は、バドミントンガットの市況が回復したことに加え、新商品の販売が好調で堅調でした。フィッシング関連は、コロナ特需は一巡したものの、OEM受託生産が伸び前期並みでした。生活関連資材は、顧客の在庫調整の影響を受け、楽器用フェルトの受注が不調でした。

### 売上高構成比



### 売上高・営業利益



## 人とみらい開発事業



### 主要な商品または事業内容

商業施設運営・運営受託、不動産事業、建設事業、ソーラー売電事業、スポーツ施設運営、介護事業、携帯電話販売、保育事業、キッズ事業、フランチャイズ



人とみらい開発事業の当連結会計年度の経営成績は売上高32,870百万円（前期比5.9%減）、営業利益7,086百万円（前期比15.2%増）となりました。

### 商業施設運営分野

商業施設運営は、コロナ禍の影響が軽減され各種イベントが再開したことや、2022年10月にリニューアルしたコルトンプラザの来場者が増加したことが寄与し、堅調でした。自社所有外の商業施設におけるプロパティマネジメントおよびコンサルティング業務は、前期並みでした。

### 不動産開発分野

不動産賃貸事業は、施設賃貸で既存契約の再契約が進み安定した収益を確保したことに加え、既存物件の売却により、好調でした。建設関連は、建築資材の価格高騰や調達遅れによる工期遅延等が発生し、低調でした。

### ライフサポート分野

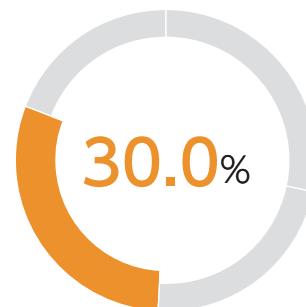
保育関連は、2022年の施設閉鎖の影響がありましたが、既存施設は安定的に推移し、前期並みでした。

介護関連は、通所施設についてはコロナ禍の影響から未だ回復していませんが、2023年3月に愛知県あま市に新たに2施設を開業し、入所者数が順調に増加している為、前期並みでした。スポーツ関連は、前期並みでした。

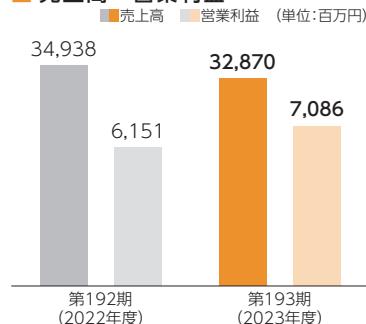
### 通信および新規サービス分野

通信関連は、手数料収入が減少し低調でした。新規サービス関連は、コロナ禍の影響で低迷していた児童向けアミューズメント施設の利用者数が回復した事や、持ち帰り商品の需要増加で菓子類販売が順調に推移しましたが、レンタルビデオ店の撤退等により、売上は低調でした。

### 売上高構成比



### 売上高・営業利益



## 生活流通事業



### 主要な商品または事業内容

寝装品、イーゾーオーダースーツ、手編毛糸、馬具・乗馬用品、スタンプ、スタンピング、100円ショップ向け商品、保険代理店、各種保護フィルム、EC事業（寝装品、寝具、家具、家電、雑貨）



生活流通事業の当連結会計年度の経営成績は売上高20,799百万円（前期比23.8%増）、営業利益555百万円（前期比41.8%減）となりました。原材料費の高騰、円安による仕入コストの上昇、競争が激化しているEC事業等での広告宣伝費および物流費の上昇が収益を圧迫しました。

### 寝装品および業務用品分野

寝装品は、EC向け販売が低調でした。業務用品は、災害用備蓄毛布や航空機内膝掛け毛布が復調したことに加え、防疫品の販売も堅調に推移し好調でした。

### 生活雑貨分野

100円ショップ向け等の雑貨販売は、堅調でした。家具類の販売は、当期より株式会社インテリアオフィスワンが加わったこともあり大幅な増収となりました。EC向け生活家電の販売は、当期よりサンコー株式会社がグループに加わったこともあり大幅な増収となりました。フィルム関連は、携帯電話の新規販売台数の鈍化に連動し低調でした。

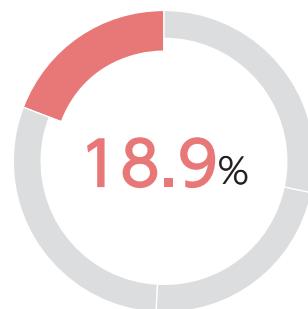
### ホビー・クラフト分野

スタンピングの販売は、国内及び海外販売が共に低調でした。スタンプ販売は、オリジナルスタンプ等が貢献したものの、インクパッドや年賀商材の販売減少により低調でした。乗馬用品販売は前期並みでした。

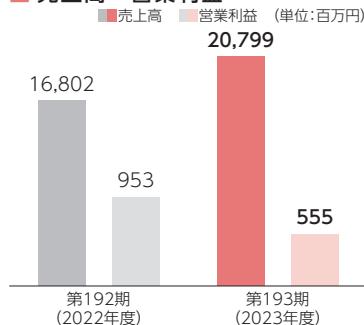
### その他

保険代理店の業績は、前期並みでした。コンテナ販売は、大幅な増収となりました。

### 売上高構成比



### 売上高・営業利益



## 2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、品質向上や省エネ・省力化による生産性向上を目的とした生産設備の導入や更新、環境に配慮した革新紡績機の増設などを実施しました。

産業機材事業では、工場建屋の建築・改修や生産設備の導入・更新を実施しました。

人とみらい開発事業では、介護2施設（グループホーム「ニッケととて あま」、小規模多機能型居宅介護「ニッケふれあいセンターあま」）の新規開業、商業施設におけるインフラ設備の更新などを実施しました。

生活流通事業では、事業用設備の導入や更新などを実施しました。

本社機構では、研究開発施設の一部建替えなどを実施しました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金で賄いました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っておりません。

## 3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

## 4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

## 5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

## 6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

重要な該当事項はありません。

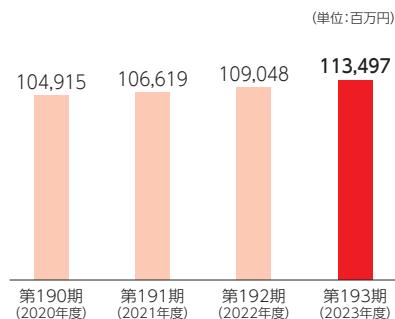
## 7. 財産および損益の状況の推移

区分	第190期 (2020年度)	第191期 (2021年度)	第192期 (2022年度)	第193期 (2023年度:当連結会計年度)
売上高 (百万円)	104,915	106,619	109,048	113,497
営業利益 (百万円)	9,048	9,900	10,707	11,016
経常利益 (百万円)	12,655	9,784	11,715	11,634
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,121	8,308	7,283	7,643
1株当たり当期純利益 (円)	98.57	115.07	100.54	108.55
総資産 (百万円)	147,172	163,632	163,384	166,129
純資産 (百万円)	95,714	104,620	107,734	114,135
1株当たり純資産額 (円)	1,310.05	1,398.04	1,508.32	1,638.62

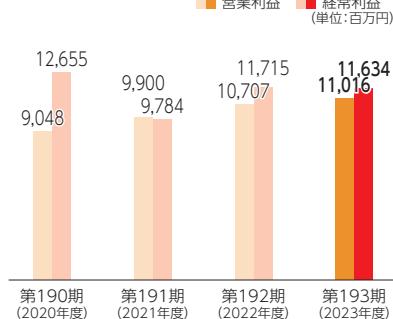
(注) 1. 第192期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第192期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しています。

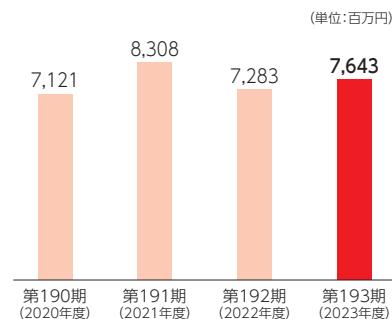
### ■ 売上高



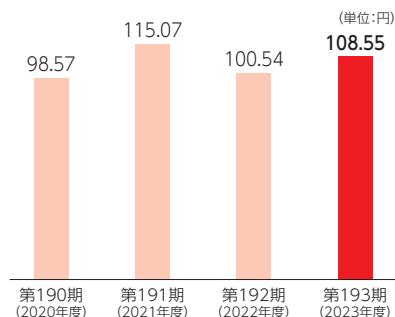
### ■ 営業利益・経常利益



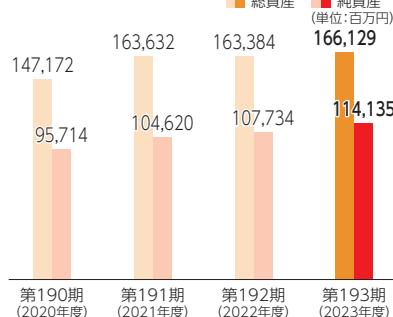
### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益



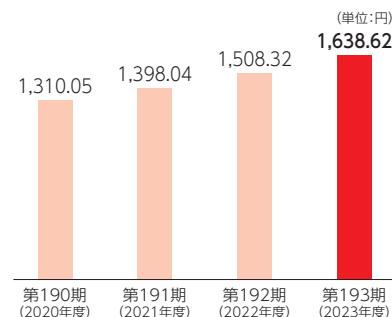
### ■ 1株当たり当期純利益



### ■ 総資産・純資産



### ■ 1株当たり純資産額



## 8. 対処すべき課題

### (1) 「RN130 第2次中期経営計画（2021～2023年度）」の総括

(単位：百万円)	第2次中期経営計画（2021～2023年度）※1							
	2020年度	2021年度		2022年度		2023年度		実績
	実績	中期計画	実績	中期計画	実績	中期計画	業績予想※2	
売上高	104,915	107,000	106,619	114,000	109,048	127,000	121,000	<b>113,497</b>
営業利益	9,048	8,600	9,900	9,500	10,707	11,500	11,000	<b>11,016</b>
経常利益	12,655	8,200	9,784	9,700	11,715	11,700	11,400	<b>11,634</b>
親会社株主に帰属する当期純利益	7,121	4,000	8,308	6,500	7,283	7,800	7,300	<b>7,643</b>

※1 2021年1月14日公表

※2 2023年1月13日公表

#### (a) 実績

ニッケグループは、中長期ビジョン「RN130ビジョン」において、今後10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を再構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げております。2021年1月14日に公表した「RN130 第2次中期経営計画」は、RN130ビジョンへ向けて加速していく3年間と位置付け、新型コロナウイルスの影響を注視しながら着実に業績を回復させ、過去最高の売上利益を更新することを目指しました。そのための基本戦略を、①成長事業や新規事業、合理化への資源の重点配分、②海外ビジネスの拡大、③資本効率の改善、④事業部内再編によるシナジー効果の創出、として各種施策に取り組んでまいりました。

結果、3期連続の増収・営業利益増益となり、第2次中期経営計画の目標の一つである「2019年度に達成した過去最高の営業利益を更新する」については中期経営計画2年目（2022年度）に前倒しで達成することができました。中期経営計画最終年度（2023年度）については、計画数値である「連結売上高1,270億円以上、連結営業利益115億円以上、親会社株主に帰属する当期純利益78億円以上」に対して未達となりましたが、2023年1月13日に公表した期初の業績予想を各利益において上回るすることができました。

急激な環境変化のなかで事業ごとに好調な年もあれば不調な年もありますが、これらが相互補完することにより営業利益は継続して100億円台を維持し、安定した収益基盤の構築が進んでおります。衣料繊維事業では利益率の高いアイテムへの絞り込みと省力化・効率化への取り組みから営業利益率は大幅に向上し、筋肉質な経営体制を構築してきました。産業機材事業では株式会社フジコーのグループ化によるシナジー創出から、2022年度には過去最高の営業利益を更新することができました。人とみらい開発事業は事業再編を進めるとともに、ショッピングセンターや保有不動産の付加価値向上と低効率資産の処分を進め、2023年度には過去最高の営業利益を更新しました。生活流通事業はコロナ禍のなかでEコマース事業は好調でしたが、今後の競争激化を見据え再構築を進めております。メディカル関連は開発品の上市が遅れたものの、利益率の高い商品の拡販やコスト削減に努め黒字が定着しました。

## (b) 「RN130 第2次中期経営計画」における基本戦略の進捗

### (i) 成長事業や新規事業・合理化への資源の重点配分および海外ビジネスの拡大

- ・衣料繊維事業における成長ドライバーの育成は、コロナ禍における行動制限から、特に海外事業の進捗が遅れました。中国事業では、学生服について市場環境の変化から戦略を見直し、ビジネスユニフォームやテキスタイルの展開に取り組みました。また、ニッケ独自の「糸」技術を活用したニット製品事業の取り組みも進めました。製造分野においては、省エネ・省人・自動化への取り組みを進め、製造コストの上昇を抑えることができました。
- ・産業機材事業においては、環境関連分野の更なる拡大として、高機能フィルター「アドミレックス」の生産拠点として中国での生産設備を増強しました。販売活動については順調に推移したものの、新工場の本格稼働が遅れたため、2024年度以降の業績貢献を見込んでおります。グループ化した株式会社フジコーとは、生産体制の統合や海外拠点の活用など連携を進め、不織布事業強化への体制を整えました。
- ・人とみらい開発事業においては、商業施設運営分野ではニッケコルトンプラザのリニューアルを実施し好調を維持しました。不動産開発分野では低収益不動産の再開発を進め、東京ビルの建て替えも進行しております。ライフサポート分野の拡大としては介護施設5拠点、保育施設1拠点を新規開設し、その安定運営と収益向上に取り組んでおります。また、通信及び新規サービス分野では事業ポートフォリオの見直しによる事業再編に取り組みました。
- ・生活流通事業においては、コロナ禍におけるEコマース市場の拡大により業績を大きく拡大してまいりましたが、競合の増加や仕入品価格・物流費・広告宣伝費用の上昇基調が続いており、今後の競争激化を見据え再構築を進めております。M&Aについては、独自性と商品拡充、販売・調達ルートが多様化を目的として3件（株式会社ワイワイ、サンコー株式会社、株式会社インテリアオフィスワン）を実行しました。
- ・メディカル関連においては、ニッケグループの繊維技術を活用した開発を進め、生体吸収性シート「Pawdre」が薬事承認されましたが、当初計画からは遅れ、2024年度以降の業績貢献を見込んでおります。

### (ii) 資本効率の改善

- ・製造分野においては、省エネ・生産工程のシンプル化に向けた設備投資などを行ってまいりました。
- ・不動産開発分野においては、既存施設・遊休施設の再開発・再々開発の実行、次のビジョンへ向けた施策を進めております。
- ・事業の選別を徹底し、非効率な事業の撤退や分離を推進してまいりました。
- ・政策保有株式については第2次中期経営計画3ヶ年において42銘柄を売却し22.4億円（簿価ベース）の縮減を実施しました。また、自己株式取得については2022年度において3百万株、2023年度において約2百万株を実施し、自己株式の消却については2022年度に8百万株を実行、2024年度には約2百万株の消却を予定しております。
- ・ROEについては継続して7%を上回り、2021年度には8%超を達成しました。更なる資本効率の改善に取り組み、ROE 8%以上を継続的に達成できる経営体質の構築に取り組んでまいります。

(iii) 事業部内再編によるシナジー効果の創出

- ・衣料繊維事業においては、連携強化と更なる効率化を目的としてテキスタイル・ヤーン事業の再編やユニフォーム事業の再編を実施しました。
- ・産業機材事業においては、グループ化した株式会社フジコーとの連携による不織布事業の強化や海外拠点の活用を進めました。
- ・人とみらい開発事業においては、健康志向高まりへの対応とスクール事業の強化を目的として、スポーツ事業会社（ゴルフ・テニス事業）を統合しました。
- ・生活流通事業においては、Eコマース会社の統合やグループ各社の物流機能の集約を進め、商材の拡充や販売ルートの共有、経営効率化を図りました。

## (2) 「RN130 第3次中期経営計画（2024～2026年度）」について

2024年1月12日に公表した「RN130 第3次中期経営計画」は、RN130ビジョンの最終フェーズとして、未開の分野に目を向け、「高機能商品」「地域NO.1サービス」の開発と提供へ挑戦し、各事業が描く「みらい生活創造企業」の具現化を目指すことを掲げております。着実に「前年よりも成長」し、過去最高の売上・各利益の更新を目標といたします。

(a) 第3次中期経営計画における基本戦略

下記の基本戦略を実現するために、「3つの投資」を実行してまいります。

< 3つの投資 >

- ・商品開発・合理化・省エネ設備への投資
- ・顧客拡大のための投資
- ・人財投資

(i) 成長事業や新規事業、合理化（省エネ・省人・自動化）への資源の重点配分

<衣料繊維事業>

- ・成長ドライバーの育成（海外テキスタイル、ニット製品）
- ・製造強化（省エネ・省人・自動化）
- ・バリューチェーンデジタル化による生産性向上
- ・製造バリューチェーンの強化（国内モノづくりの強化と海外リスク分散）

<産業機材事業>

- ・自動車関連（EV対応）、環境関連（高機能フィルター「アドミレックス」）の更なる拡大
- ・不織布事業の収益強化
- ・海外ビジネスの拡大（海外拠点の設備投資、海外販売の拡大）
- ・リサイクルビジネス（古着反毛）への本格参入

## <人とみらい開発事業>

- ・不動産開発事業の推進（東京ビル再開発、神戸ビル改修、一宮遊休地・伊丹土地・コルトンプラザ南側開発など）
- ・商業施設や保有不動産のリニューアルによる顧客満足・資産価値の向上
- ・不採算物件の見直し（撤退、再開発もしくは処分）
- ・ライフサポート事業における運営体制の強化

## <生活流通事業>

- ・Eコマースビジネスの強化（物価高騰・競争激化への対応、海外Eコマース、商材拡充）
- ・SPA（製造小売り）のバリューチェーン構築
- ・Eコマース事業に適した物流基盤の構築

## <メディカル関連>

- ・新製品の投入と拡販（生体吸収性シート「Pawdre」、腹腔鏡手術用マルチポート「DomePort」などの製品開発と拡販）
- ・再生医療分野への挑戦（細胞培養用ゼラチン繊維基材「Genocel」、PGAシートなどの用途拡大）

## (ii) 海外ビジネスの拡大

- ・モノづくりは国内強化と地政学リスクも鑑みた再構築、販売は海外での拡販を推進。地政学リスク、特に中国景況を注視しながら進める。
- ・衣料繊維事業におけるテキスタイル・ニット製品事業の拡大。
- ・産業機材事業における海外事業拡大（「アドミレックス」「ヒメロン」の拡販、海外拠点の設備投資実行）。
- ・生活流通事業における協業を含めた越境Eコマースの取り組み。

## (iii) 資本効率の改善

- ・低収益不動産の再開発・再々開発、切り離し。
- ・事業の選択と集中を徹底し、構造改善や撤退・分離、投下資本の組み換えを推進。

## (iv) 事業部内・事業部間におけるシナジー効果の創出

グループ全社戦略としては、シナジー効果創出によるグループ経営の強化、内からの成長（設備投資・研究開発投資）と外からの成長（M&A戦略）のバランスのとれた資源配分、資本効率の改善（投資基準としてROIC目標8%・最低5%を設定）、人的資本の価値向上と健康経営の推進、研究開発戦略（既存事業領域の一步先を行く成長分野、既存事業とは異なる新規事業開拓）などに引き続き取り組んでまいります。

## (b) 数値計画

(単位：百万円)	第2次中期経営計画	第3次中期経営計画（2024～2026年度）※1		
	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
	実績	計画	計画	計画
売上高	113,497	111,000	120,000	130,000
営業利益	11,016	11,000	12,000	13,000
経常利益	11,634	11,600	12,400	13,400
親会社株主に帰属する当期純利益	7,643	7,700	7,800	8,800

※1 2024年1月12日公表

着実に「前年よりも成長」し、過去最高の売上・各利益の更新を目標といたします。また、資本収益性を意識した経営を推進し、ROE 8%目標の達成とPBR 1倍超を目指してまいります。

## (c) 成長投資と株主還元

- (i) 成長投資と安定的な株主還元のバランスを志向します。
- (ii) 成長投資については、研究開発投資、M&A投資、設備投資、人財投資など、中長期的な企業価値向上の観点から積極的に実行します。
- (iii) 株主還元
  - ・配当性向については現行の30%程度から順次切り上げ、第3次中期経営計画最終年度での35%を目標とします。
  - ・投資の進捗も鑑み機動的な自己株式取得を行い、総合的な株主還元を充実させてまいります。

現在の不確実な事業環境下においても、足元の状況のみに左右されず中長期的・グローバルな目線で変化を捉え、リスクに対処するとともに「チャンス」も認識することが大切だと考えております。第3次中期経営計画においては、RN130ビジョンの具現化を目指すとともに、その先のビジョンに向けた「ありがたい姿」も描きながら成長投資を加速させ、魅力的な事業の創造に取り組んでまいります。

## 9. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ナカヒロ（大阪市中央区）	100百万円	100.0%	スクール・ビジネスユニフォーム素材・製品の販売
アカツキ商事株式会社（東京都墨田区）	50百万円	100.0%	スクールユニフォーム素材・製品の販売
佐藤産業株式会社（東京都千代田区）	95百万円	100.0%	ビジネスユニフォームの販売
株式会社ニッケテキスタイル（愛知県一宮市）	22百万円	100.0%	毛糸販売、毛織物・繊維製品の製造加工販売
第一織物株式会社（福井県坂井市）	20百万円	70.0%	合繊維物・繊維製品の製造加工販売
青島日毛織物有限公司（中国山東省青島市）	3.7百万米ドル	100.0%	毛織物の製造加工販売
アンビック株式会社（兵庫県姫路市）	100百万円	100.0%	不織布・フェルトの製造販売
株式会社フジコー（兵庫県伊丹市）	100百万円	100.0%	不織布・フェルトの製造販売
株式会社ゴーセン（大阪市中央区）	100百万円	100.0%	スポーツ用品・釣糸・産業資材の製造販売
株式会社ニッケ機械製作所（兵庫県加古川市）	50百万円	100.0%	産業用機械の製造販売
株式会社エミー（大阪市中央区）	40百万円	100.0%	産業資材・プラント設備等の輸出入
ニッケ不動産株式会社（神戸市中央区）	30百万円	100.0%	建設、宅地建物取引、ビル管理、警備
株式会社ニッケウエルネス（愛知県一宮市）	10百万円	100.0%	スポーツ関連事業
株式会社ニッケ・ケアサービス（愛知県一宮市）	10百万円	100.0%	介護事業
ニッケ商事株式会社（大阪市中央区）	35百万円	100.0%	寝装品・手編毛糸・馬具・乗馬用品・ イージーオーダースーツの販売
株式会社ツキネコ（東京都千代田区）	10百万円	100.0%	スタンプインク製造販売
ミヤコ商事株式会社（東京都足立区）	15百万円	100.0%	家具・室内装飾品・日用品雑貨等の販売
株式会社AQUA（横浜市戸塚区）	10百万円	100.0%	デザイン家電・インテリア用品・寝装品のネット販売・卸売

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社18社を含め59社であり、持分法適用会社は2社です。

2. 前連結会計年度末において当社子会社であったニッケアウデオSAD株式会社は、当連結会計年度において株式を売却したことに伴い、連結子会社から除外しております。

3. 当社子会社であるニッケ商事株式会社、株式会社友栄および株式会社ワイワイは、2023年10月1日付でニッケ商事株式会社を存続会社とする吸収合併いたしました。

4. 当社子会社であるアンビック株式会社は、2023年12月1日に吸収分割により、同じく当社子会社である株式会社フジコーから不織布・フェルト事業を承継し、同日付けで商号を株式会社エフアンドエイノンウェアズに変更しています。

## 10. 主要な事業所

営業所	本店	(神戸市中央区)	東京支社	(東京都千代田区)
	本社	(大阪市中央区)		
工場	印南工場	(兵庫県加古川市)	岐阜工場	(岐阜県各務原市)
事業所	一宮事業所	(愛知県一宮市)		
商業施設	ニッケパークタウン	(兵庫県加古川市)		
	ニッケコルトンプラザ	(千葉県市川市)		

なお、当社子会社については「9. 重要な親会社および子会社の状況」に記載のとおりです。

## 11. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,159名	866名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者(期中平均502名)は含んでいません。  
 2. 前期末比の主な減少要因は、当連結会計年度において、当社連結子会社であったニッケアウデオSAD株式会社の株式を売却したことに伴い、連結対象から除外したためです。

## 12. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,720百万円
株式会社みずほ銀行	2,630百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,794百万円

## Ⅱ 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項 (2023年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株
- (2) 発行済株式の総数 78,478,858株 (自己株式 9,427,728株を含む)
- (3) 株主数 30,518名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,939	10.05
株式会社三井住友銀行	3,253	4.71
株式会社みずほ銀行	3,198	4.63
日清紡ホールディングス株式会社	2,763	4.00
株式会社竹中工務店	2,000	2.90
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,979	2.87
株式会社三菱UFJ銀行	1,814	2.63
日本生命保険相互会社	1,808	2.62
ニッケ従業員持株会	1,686	2.44
住友不動産株式会社	1,400	2.03

- (注) 1. 当社の保有する自己株式9,427,728株は上記の表に記載しておりません。  
 2. 持株比率については、自己株式数を控除して算出しています。

## (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	34,126	5
社外取締役	—	—
監査役	—	—

## (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、自己株式の取得により資本効率の向上を図り、ひいては企業価値・株主価値の最大化につなげることを目的として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2023年7月20日から2023年12月20日までの間、東京証券取引所における市場買付により、1,837,200株（発行済株式総数に対する割合は2.34%）の自己株式を総額2,399,904,600円で取得いたしました。

## 2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況

(2023年11月30日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (会長)	富田 一 弥	取締役会議長
代表取締役 (社長執行役員)	長岡 豊	
取締役 (常務執行役員)	日原 邦 明	産業機材事業本部長 アンビック株式会社 (現 株式会社エフアンドエイノンウープズ) 取締役会長 株式会社フジコー代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	川村 善 朗	人とみらい開発事業本部長
取締役 (常務執行役員)	岡本 雄 博	経営戦略センター長
取締役	大西 良 弘	
取締役	若松 康 裕	川西倉庫株式会社取締役会長
取締役	宮島 青 史	
常勤監査役	上野 省 吾	
○ 常勤監査役	大橋 一 宏	
監査役	片山 健	
監査役	上原 理 子	弁護士 (上原合同法律事務所) 住友電気工業株式会社社外監査役 積水化成成品工業株式会社社外取締役

- (注) 1. ○印は2023年2月22日開催の第192回定時株主総会において、新たに選任され就任した監査役です。  
 2. 監査役 小宮純一氏は、2023年2月22日開催の第192回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。  
 3. 取締役 大西良弘、若松康裕および宮島青史の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 4. 監査役 片山健および上原理子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。  
 5. 監査役 片山健氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 6. 取締役 大西良弘、若松康裕および宮島青史ならびに監査役 片山健および上原理子の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ています。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

- ①当該保険契約の被保険者の範囲  
当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人（なお、被保険者は保険料を負担しておりません。）
- ②当該保険契約の内容の概要  
被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求をされた場合の法律上の損害賠償金および争訟費用を補償します。
- ③当該保険契約により職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置  
補償する額について限度額を設けること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## （4）取締役および監査役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、独立した社外取締役が過半数を占めるアドバイザリーボード（任意の指名・報酬委員会）の諮問を経て、2022年1月14日開催の取締役会において役員個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、同年2月25日より適用しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、アドバイザリーボードからの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員個人の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

取締役・監査役・取締役を兼務しない執行役員（以下、「役員」という。）の報酬等については、定額である「固定報酬」と業績連動である「年次業績に関連付けた業績連動報酬」及び「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績連動報酬」、株式を割当てる「株式報酬」で構成する。

- a. 「固定報酬」  
役員の職位に基づき定額とする。
- b. 「年次業績に関連付けた業績連動報酬」  
連結ベースの営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益を加重平均した数値を指標とし、過年度実績をベースとした目標値と対象年度の実績を比較して、その達成割合に応じ全体の支給率を決定する。
- c. 「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績連動報酬」  
連結ベースの売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益を加重平均した数値を指標とし、中期経営計画で策定した各年度の目標値と対象年度の実績を比較して、その達成割合に応じ全体の支給率を決定する。なお、中期経営計画が策定されていない年度は、単年度計画を目標値とする。
- d. 「株式報酬」  
役員の職位に基づき、株式報酬として譲渡制限付株式を割り当てる。譲渡制限期間は取締役会があらかじめ定める地位からの退任日までとする。
- e. 支給割合は、役員の職位に基づき定め、概ね固定報酬50％・業績連動報酬30％・株式報酬20％とする。業績連動報酬30％の内訳については「年次業績に関連付けた業績連動報酬」20％・「中期経営計画の進捗・達成に関連付けた業績連動報酬」10％とする。
- f. 取締役会長、取締役会議長の支給割合は概ね固定報酬80％・株式報酬20％とする。社外取締役、監査役の報酬については固定報酬のみとする。
- g. 固定報酬については、毎月支給するものとする。業績連動報酬については、一定額を毎月均等に固定報酬と併せて支給するとともに、決算賞与として毎年2月の株主総会後に支給する。株式報酬については、毎年2月の株主総会後の取締役会における割当決議に基づき、その1ヶ月以内に譲渡制限付株式を割り当てる。
- h. 各役員個人の報酬額等については、アドバイザリーボードの諮問を経た配分方針に則り、取締役会から一任された代表取締役が業績貢献度（対計画、対前年比、貢献度など）を加味し、最終決定する。

## ②当該事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	226百万円	148百万円	45百万円	32百万円	8名
(うち社外取締役)	(18百万円)	(18百万円)	(—)	(—)	(3名)
監査役	49百万円	49百万円	—	—	5名
(うち社外監査役)	(12百万円)	(12百万円)	(—)	(—)	(2名)
合計	275百万円	197百万円	45百万円	32百万円	13名
(うち社外役員)	(30百万円)	(30百万円)	(—)	(—)	(5名)

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額20百万円を含んでいます。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結ベースの売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益であり、その目標および実績は下表のとおりです。当該指標を選択した理由は、企業の持続的成長には毎年、着実に過年度を上回るとともに、中長期に設定した目標を達成することが重要であると考えたためです。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して、当該指標の達成率等に基づき加減算を行い算定されております。

(単位：百万円)	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属 する当期純利益
前連結会計年度実績	109,048	10,707	11,715	7,283
目標（第2次中期経営 計画3年目）	127,000	11,500	11,700	7,800
当連結会計年度実績	113,497	11,016	11,634	7,643

3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、「1. 株式に関する事項（5）当該事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。
4. 取締役の報酬等の総額は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分24百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。また、これとは別枠で、2022年2月25日開催の第191回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額50百万円以内かつ割り当てる当社普通株式の総数を年100,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。
5. 監査役の報酬等の総額は、2020年2月26日開催の第189回定時株主総会において、年額80百万円以内（うち社外監査役分16百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。
6. 取締役会は、代表取締役 社長執行役員 長岡豊氏に対し、各取締役の基本報酬（固定報酬）及び非金銭報酬等の額並びに各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、アドバイザリーボードがその妥当性等について確認しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役および監査役の状況」に記載のとおりです。

なお、社外役員の兼職先と当社との間に記載すべき特別の関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席回数/開催回数		出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外 取締役	大西 良弘	12回/12回中	—	異業種・他業界の経営者としての豊富な経験・識見から、取締役会では積極的に意見を述べており、経営監督機能を発揮しました。特に機械製造業界における他社での代表取締役の経験を踏まえ、経営方針・経営戦略について独立した立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。またアドバイザーボードの委員としても活動し、独立した立場で当社役員および経営陣の指名・報酬について監督機能を発揮し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上に関与しました。
	若松 康裕	12回/12回中	—	異業種・他業界の経営者としての豊富な経験・識見から、取締役会では積極的に意見を述べており、経営監督機能を発揮しました。特に倉庫業界における他社での代表取締役の経験を踏まえ、経営方針・経営戦略について独立した立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。またアドバイザーボードの委員としても活動し、独立した立場で当社役員および経営陣の指名・報酬について監督機能を発揮し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上に関与しました。
	宮島 青史	12回/12回中	—	異業種・他業界の経営者としての豊富な経験・識見から、取締役会では積極的に意見を述べており、経営監督機能を発揮しました。特に不動産業界における他社での代表取締役の経験を踏まえ、経営方針・経営戦略について独立した立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。またアドバイザーボードの委員としても活動し、独立した立場で当社役員および経営陣の指名・報酬について監督機能を発揮し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの向上に関与しました。
社外 監査役	片山 健	12回/12回中	13回/13回中	金融機関の経営者としての豊富な経験から、取締役会および監査役会で適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。
	上原 理子	12回/12回中	13回/13回中	法律に精通した弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会で適宜発言を行い、監査機能を発揮しました。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 37百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 42百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分していませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、M&A案件に係る買収前財務調査です。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

また、監査役会は会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受け、重大な問題があると判断される場合や会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力、有効性、効率性等において、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## Ⅲ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、後記の「業務の適正を確保するための体制」を2015年3月27日開催の取締役会にて改定し、下記概要のとおり運用してきました。当社取締役会は、環境の変化や社会的要請に対応しながら、毎期末に既存の内部統制システムの評価・検証を行い、適宜改善措置を講じることにより引き続き内部統制システムの実効性の維持とよりよい運用に努めます。

### 1. 業務の適正を確保するための体制

2015年3月27日開催の取締役会にてなされた決議の内容は、以下のとおりです。

#### (1) 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、「取締役会規則」に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- ②社外取締役を選任し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- ③社長から指名・報酬その他の諮問を受ける機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
- ④取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- ⑤「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、イントラネットおよびホームページに掲載して社内外に公開する。役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ⑥「グループリスク管理委員会」を設置し、企業集団のリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門およびグループ各社に「各リスク管理委員会」を組織し、全役職員に対しリスク管理の周知徹底と管理手法の評価・是正を行う。
- ⑦監査役および内部監査部門長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。監査役と内部監査部門長とは事案の内容を速やかに共有し、対応について協議する。
- ⑧市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
- ⑨金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するための体制を整備し、有効かつ効率的な運用を行うとともに、その運用の評価および改善を行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。
- ②グループ経営会議事録、議案書などの職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、文書ごとに閲覧権限を与え、保存および管理する。
- ③取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- ②リスク管理委員会を設置し、各々のリスクに係わる部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- ③「グループリスク管理委員会」の委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- ④有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。
- ⑤不測の事態や危機の発生時における事業継続を図るため「事業継続計画（BCP）」を策定し、役職員に周知する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を選任し、適正な取締役員数をもって構成する。
- ②執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- ③社長の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などから構成された「グループ経営会議」を毎月2回以上開催する。
- ④各事業部門長に執行役員などを任命し、毎月1回以上、「事業部門経営会議」を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- ⑤事業部門ごとに、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月「グループ経営会議」で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

### (5) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

- ①グループ各社は当社各事業部門管理のもと統制され、経営目標に対し毎月営業報告を作成し、また定期的な「経営報告会」を通じて結果のレビューを行う。
- ②当社はグループ各社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- ③グループ各社は「事業部リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- ④グループ各社役職員は配布された「企業倫理ハンドブック」を精読し、これを遵守することを誓約する。
- ⑤定期的に監査役、内部監査部門、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。当該使用人は取締役からの指揮命令、制約を受けず、専ら監査役の指揮命令に従わなければならない。

## (7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員および会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。グループ各社は、当該報告をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ② 監査役は取締役会の他、グループ経営会議など重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また、重要な決裁書類などの閲覧をすることができる。
- ③ 監査役がその職務の執行について当社に対し法令に基づく費用の前払い等の請求をしたとき、また、監査役が独自の外部専門家を監査役のための顧問とすることを求めたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用または債務を処理する。
- ④ 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- ⑤ 当社グループの役職員は、社内通報窓口を利用して直接監査役に通報ができる。当社グループ各社は、当該通報をしたことを理由として当該役職員に対し不利益な取扱いを行うことを禁止する。

## 2. 「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

### <経営理念>

当社は、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”を経営理念として事業を運営しており、「お客様」、「株主様」、「お取引先」、「社員」、「地域社会」などのステークホルダーの皆様からさらなる信頼を得るために、「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定しグループ全体で基本思想や理念の共有を図っています。

### <職務執行>

- ・取締役会の監督機能を強化すべく、取締役の3分の1以上を独立性の高い社外取締役とし、様々な経営課題に対して客観的な立場での助言を受けています。また、取締役会の活性化を図るため、社外役員の情報交換並びに認識共有の場として、「社外取締役と監査役による連絡会」を年2回実施しています。
- ・当社は、業務執行責任の明確化と機動的な意思決定を目的として、執行役員制度を導入しています。執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などによる「グループ経営会議」を月2回以上開催し、個々の案件を多角的な視点から検討し、重要な意思決定に繋げています。
- ・当社は、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、指名・報酬委員会機能を担う「アドバイザリーボード」を設置しており、当期中に2回開催しています。
- ・取締役会の実効性を評価するため、取締役会出席メンバーに対して調査票を配布し、取締役会の構成、議論内容、開催頻度、運営方法等に関する自己評価を実施し、課題の整理を行っています。

## <グループリスク管理>

- ・当社は、当社監査役および内部監査部門の監査や「グループリスク管理委員会」（年2回開催）を通じて、グループ全体の包括的なリスクの認識と共有を図り、リスク管理体制について定期的なレビューを行っています。また、各事業部およびグループ会社においても随時「(事業部/各社) リスク管理委員会」を開催し、事業毎の固有のリスクの把握を図っています。
- ・グループ全体に適用される社内通報制度を整備し、運用しています。相談窓口は当社常勤監査役と内部監査室の2ルートとし、通報内容については関連する取締役や法務部門などと共有し、連携して対応しています。
- ・当社グループでは、不測緊急時における情報の収集と伝達、必要度合いに応じた対策本部の設置、情報の公開などの対応方針を定めております。

## <グループ管理体制>

- ・グループ会社は所管の事業部が管轄し、各グループ会社の代表者が出席する「事業部経営会議」（月1回以上開催）や定期的な「経営報告会」などを通じ、グループの経営理念や長期ビジョンを共有するとともに、各社における経営目標の進捗や結果のレビューを行っています。
- ・グループ会社における経営上の重要な意思決定事項に関しては、規定された決裁権限に基づき、事業部経営会議、グループ経営会議や当社取締役会に付議されています。
- ・所管事業部およびグループ本社からグループ会社へ取締役・監査役を派遣し、当社監査役・内部監査部門・会計監査人と連携し、グループ会社の経営・業務のモニタリングを行っています。

## <監査役の職務遂行>

- ・当社監査役は、当期中、当社の取締役会、グループ経営会議、グループリスク管理委員会などの重要な社内会議に出席し、業務の執行状況を確認しています。
- ・当社監査役は、当社各部門およびグループ会社へ往査を実施し、各現場にて部門責任者やグループ会社社長より、業務の執行状況とリスクについてヒアリングを行っています。
- ・当社監査役は、代表取締役と年2回、会計監査人および内部監査部門と毎月1回、定期的に会合を開き、情報交換や意見交換を行うことにより、相互の連携を図っています。

## Ⅳ 株式会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主の皆様であり、株主構成は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主の皆様にご委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定され、当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

### 2. 基本方針の実現に資する取組みの概要

#### (1) 企業価値向上への取組み

当社は1896年の創業以来、永年にわたって培った独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして品質の向上や技術開発に努め、我が国の繊維産業の発展に寄与するとともに、“ウールのツケ”としてこれまで高い評価を得てまいりました。そして今日では、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という経営理念のもと、「衣料繊維事業」、「産業機材事業」、「人とみらい開発事業」、「生活流通事業」の4つの事業領域すべてを「本業」と位置付け、約60社からなる企業グループとして多種多様な事業を展開しています。

当社グループは、2017年度を初年度とする中長期ビジョン「RN130ビジョン」において、10年間の目指す方向性、企業像、経営戦略を構築し、更なる中長期的な企業価値の向上を目指すことを掲げております。

「RN130 第2次中期経営計画」では、目標の一つである「2019年度に達成した過去最高の営業利益を更新する」を中期経営計画2年目（2022年度）に前倒しで達成しました。中期経営計画最終年度（2023年度）については計画数値である「連結売上高1,270億円以上、連結営業利益115億円以上、親会社株主に帰属する当期純利益78億円以上」には届かないものの、各利益については期初に公表した業績予想を上回ることができました。事業再編に伴う売上縮小をM&Aによりカバー、急激な環境変化におけるコスト増などはあるものの生産性向上や事業再編により利益率は向上し、第2次中期経営計画期間を通して増収・営業利益増益となりました。各事業領域が相互補完することにより、安定して営業利益100億円以上を計上できる収益基盤の構築が進んでおります。また、ROEについては7%を上回る水準まで向上してきました。

2024年1月12日に公表した「RN130 第3次中期経営計画」では、RN130ビジョンの最終フェーズとして、着実に各施策を推し進めることで「前年よりも成長」し、過去最高の売上・各利益の更新することを目標としております。各事業が描く「みらい生活創造企業」を具現化し、「RN130ビジョン」の実現に向けて、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

## (2) コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制においては、当社はかねてより「監査役会設置会社」として監査役機能を有効に活用していますが、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を強化する観点から、2004年に指名・報酬委員会業務を担う「アドバイザリーボード」（年2回開催）を設置し、2006年から社外取締役を選任するなど、日本企業のなかでもとりわけ早期から、先進的に実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け積極的に取り組んでいます。

なお、現在は、取締役会の監督機能をより強化すべく、取締役会の3分の1以上を独立性の高い社外取締役としています。監査役は、毎月監査役会を開催する他、グループ経営会議、取締役会等の重要な会議に参加し、独立した客観的な立場で意見を述べています。また監査役監査については年間監査スケジュールを作成し十分な監査時間を確保したうえで実施しており、代表取締役、担当常務、内部監査部門、会計監査人とも定期的な懇談を実施しています。

引き続き、コーポレートガバナンス・コードに基づくガバナンス体制の強化を目指してまいります。

当社グループは2026年12月に創立130周年を迎えます。伝統を大切にしながらも立ち止まらずに革新と挑戦を重ね、環境に合わせてしなやかに変化し成長してきました。創業からの継続的な取り組みの積み重ねを企業価値の源泉としつつ、更に情熱と誇りを持って未開の分野にチャレンジし続け、「みらい生活創造企業」を目指していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しています。そのためには、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を維持し、中長期的な視点に立って当社グループの各事業を持続的に発展させていくことが必要であると考えています。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2021年2月25日開催の第190回定時株主総会にて株主の皆様から承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入しました。本プランは大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動する趣旨のものではなく、株主の皆様が適切な判断を行うことができるようにするため、株主の皆様に対して、株主共同の利益および企業価値の確保・向上の観点から大規模買付行為を受け入れるかどうかの検討に必要な大規模買付者からの情報および当社取締役会の評価・意見を提供し、更には株主の皆様に熟慮に必要な時間を確保するものです。

### (1) 本プランが対象とする大規模買付行為

当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為

### (2) 本プランの概要

#### ①大規模買付ルールの概要

##### (i) 大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立って、当社取締役会は大規模買付者に対し、株主の皆様との判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）の提供を要請します。

(ii) 取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日間を上限（対価を現金（円貨）のみとする場合は60日間を上限）とする取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、意見等を取りまとめたうえで株主の皆様に公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

②大規模買付行為がなされた場合の対応

(i) 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

(ii) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として対抗措置の発動を行いません。ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがあります。この場合、当社取締役会は、決議に先立ってその判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講じることの是非を諮問します。特別委員会は当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分に評価検討し、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行います。また、特別委員会が、株主の皆様の意思を確認すべき旨を当社取締役会に対して勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会での株主投票または書面投票のいずれかを選択して、株主の皆様のご意向を確認します。この結果を受け、当社取締役会は、善管注意義務に従いその責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の結果を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。

## 4. 前記取組みが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

(1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、株主の皆様にとって検討に必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることを目的として導入しています。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害するなど、経営陣の保身をを図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

## (2) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、独立性の高い社外取締役で構成された「特別委員会」を設置しています。また、本プランは客観的かつ合理的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

## (3) 株主意思の反映

本プランは、株主総会において株主の皆様による決議に基づき導入したものです。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付していますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映することが可能となっています。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

## V 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと考え、経営にあたっております。創立130周年に向けた「RN130ビジョン」の最終フェーズとなる「RN130 第3次中期経営計画」においては、成長投資と株主還元のバランスを志向し、株主還元の強化として以下を掲げております。

### <株主還元方針>

- ・配当性向については、現行の30%目安から順次切り上げ、第3次中計最終年度での35%を目指す。
- ・投資の進捗も鑑みて機動的な自己株式取得を行い、総合的な株主還元を充実させる。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>92,823</b>
現金及び預金	34,349
受取手形、売掛金及び契約資産	27,191
有価証券	2,000
商品及び製品	16,499
仕掛品	7,247
原材料及び貯蔵品	2,846
その他	2,803
貸倒引当金	△113
<b>固定資産</b>	<b>73,306</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>45,672</b>
建物及び構築物	23,857
機械装置及び運搬具	5,380
土地	14,847
建設仮勘定	960
その他	625
<b>無形固定資産</b>	<b>1,773</b>
のれん	954
その他	818
<b>投資その他の資産</b>	<b>25,860</b>
投資有価証券	22,489
長期貸付金	2
破産更生債権等	52
長期前払費用	317
退職給付に係る資産	612
繰延税金資産	1,098
その他	1,368
貸倒引当金	△81
<b>資産合計</b>	<b>166,129</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>34,258</b>
支払手形及び買掛金	10,115
短期借入金	12,555
1年以内償還予定の社債	91
未払法人税等	1,890
賞与引当金	1,610
その他の引当金	58
その他	7,936
<b>固定負債</b>	<b>17,735</b>
社債	62
長期借入金	1,966
繰延税金負債	4,864
退職給付に係る負債	2,470
長期預り敷金保証金	6,547
資産除去債務	284
その他	1,538
<b>負債合計</b>	<b>51,993</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>104,198</b>
資本金	6,465
資本剰余金	3,997
利益剰余金	101,845
自己株式	△8,110
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>8,950</b>
その他有価証券評価差額金	7,684
繰延ヘッジ損益	226
為替換算調整勘定	882
退職給付に係る調整累計額	156
<b>非支配株主持分</b>	<b>987</b>
<b>純資産合計</b>	<b>114,135</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>166,129</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連結計算書類

## 連結損益計算書 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		113,497
売上原価		79,478
<b>売上総利益</b>		<b>34,018</b>
販売費及び一般管理費		23,002
<b>営業利益</b>		<b>11,016</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	20	
受取配当金	630	
為替差益	149	
持分法による投資利益	6	
その他	245	1,053
<b>営業外費用</b>		
支払利息	90	
租税公課	68	
減価償却費	20	
社宅経費	93	
その他	161	434
<b>経常利益</b>		<b>11,634</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	751	
関係会社株式売却益	133	
受取補償金	50	
補助金収入	77	1,012
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	8	
固定資産圧縮損	71	
減損損失	263	
のれん減損損失	383	
事業構造改善費用	438	
特別修繕費	108	1,274
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>11,373</b>
法人税、住民税及び事業税	3,595	
法人税等調整額	△0	3,594
<b>当期純利益</b>		<b>7,778</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		135
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>7,643</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,465	4,454	96,439	△5,935	101,423
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△2,121	—	△2,121
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	7,643	—	7,643
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△2,221	△2,221
自 己 株 式 の 処 分	—	0	—	0	0
譲渡制限付株式報酬	—	12	—	46	59
連結子会社株式の追加 取得による持分の増減	—	△468	—	—	△468
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	△115	—	△115
連結会計年度中の変動額合計	—	△456	5,405	△2,174	2,774
当 期 末 残 高	6,465	3,997	101,845	△8,110	104,198

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 上 損 益	延 滞 為替換算 調整勘定	退職給付に 係 属 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	4,483	55	668	△0	5,206	1,103	107,734
連結会計年度中の変動額							
株主資本以外の項目の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	3,201	171	213	157	3,743	△116	3,626
連結会計年度中の変動額合計	3,201	171	213	157	3,743	△116	6,401
当 期 末 残 高	7,684	226	882	156	8,950	987	114,135

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 59社

主要な連結子会社の名称

(株)ナカヒロ、アカツキ商事(株)、佐藤産業(株)、(株)ニッケテキスタイル、第一織物(株)、青島日毛織物有限公司、アンビック(株)、(株)フジコー、(株)ゴーセン、(株)ニッケ機械製作所、(株)エミー、ニッケ不動産(株)、(株)ニッケウエルネス、(株)ニッケ・ケアサービス、ニッケ商事(株)、(株)ツキネコ、ミヤコ商事(株)、(株)AQUA、サンコー(株)ほか

##### ② 連結の範囲の変更

重要性が増したため、サンコー(株)を連結の範囲に含めている。

株式を取得したため、(株)インテリアオフィスワンを連結の範囲に含めている。

新設分割により設立した1社を連結の範囲に含めている。

連結子会社である(株)友栄及び(株)ワイワイは2023年10月1日付で(株)友栄を存続会社とする吸収合併を行い、ニッケ商事(株)及び(株)友栄は同日付でニッケ商事(株)を存続会社とする吸収合併を行っている。また、ほかに連結子会社間で1件の吸収合併を行っている。

株式を売却したため、(株)ジーシーシー及びニッケアウデオSAD(株)を連結の範囲から除外している。

##### ③ 非連結子会社の数 2社

主要な非連結子会社の名称

東莞山光電子科技有限公司ほか

いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の数 2社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

(株)艶金ほか

##### ② 持分法適用の範囲の変更

該当事項はない。

##### ③ 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

烟台双洋体育用品有限公司ほか

いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので持分法の適用から除外している。

##### ④ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用している。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

##### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

##### デリバティブ

……時価法

##### 棚卸資産

商品、製品、原材料、貯蔵品……主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

販売用不動産……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

国内会社は主として定率法によっている。ただし、1998年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっている。

在外会社は定額法によっている。

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

##### リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

##### 賞与引当金

……従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上している。

### ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引

(ヘッジ対象)

製品輸出による外貨建売上債権、商品・原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

#### ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。

#### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

#### 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

##### (a) 衣料繊維事業

衣料繊維事業においては、主に繊維製品の製造、加工及び販売等を行っている。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。

ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

また、国内販売については、顧客の要望によること、通常と同じ代金回収であること等の一定の要件を満たした場合には、未出荷であっても顧客との合意に基づき収益を認識している。

##### (b) 産業機材事業

産業機材事業においては、主に繊維資材製品の製造、加工及び販売、産業機械の設計及び製造販売等を行っている。

###### i) 繊維資材製品製造販売等

当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

###### ii) 産業機械製造販売等（工事契約）

工事契約に係る収益には、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っている。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識している。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、発生したコストに基づいたインプット法により行っている。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足することが見込まれる時点までの期間がごく短く、金額的重要性が乏しい工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識している。

### (c) 人とみらい開発事業

人とみらい開発事業においては、主に商業施設の開発や賃貸、運営管理・受託、介護事業・保育事業等を行っており、これらは国内のみの取引となっている。

#### i) 不動産開発（工事契約）

工事契約に係る収益には、顧客との工事請負契約に基づいて工事目的物を引き渡す履行義務等を負っている。これらの契約については、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識している。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、発生したコストに基づいたインプット法により行っている。

ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足することが見込まれる時点までの期間がごく短く、金額の重要性が乏しい工事契約等については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足した時点で収益を認識している。

#### ii) 不動産賃貸

不動産賃貸に係る収益については、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識している。

#### iii) 不動産運営管理・受託、介護事業・保育事業等（役務、サービス等の提供）

契約上の条件が一時点をもって完了する役務・サービス等の提供に係る契約については契約上の条件が満たされた時点をもって収益を認識し、契約上の条件が一定期間にわたり役務やサービス等を提供し続ける契約については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識している。

### (d) 生活流通事業

生活流通事業においては、主に生活用品の製造販売等を行っている。当該販売については顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

### 退職給付に係る会計処理

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した金額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上している。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

なお、一部の連結子会社は簡便法を採用している。

### のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間で均等償却することとしている。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

〔時価の算定に関する会計基準の適用指針〕（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしている。これによる、連結計算書類に与える影響はない。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めていた「社宅経費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

税効果会計

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,098百万円

繰延税金負債 4,864百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産、繰延税金負債

事業計画を基礎とした収益力に基づく将来の課税所得の見積り、一時差異及び税務上の繰越欠損金解消時期のスケジュールリング等を行い、繰延税金資産の回収可能性を判断している。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりである。

受取手形	7,731百万円
売掛金	17,248百万円
契約資産	2,212百万円

(2) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	125百万円	(62) 百万円
土地	234百万円	(35) 百万円
計	359百万円	(98) 百万円

担保されている債務

短期借入金	1,300百万円	(-) 百万円
長期借入金	800百万円	(800) 百万円
計	2,100百万円	(800) 百万円

(注) 上記のうち、( ) 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 95,448百万円

(4) 流動負債のその他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりである。

契約負債	1,011百万円
------	----------

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	78,478,858株
------	-------------

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月22日 定時株主総会	普通株式	1,131	16	2022年11月30日	2023年2月24日
2023年7月13日 取締役会	普通株式	990	14	2023年5月31日	2023年8月18日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,311	19	2023年11月30日	2024年2月26日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、運用資金については短期的な預金に限定し、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月末に時価の把握を行っている。

借入金の使途は運転資金（主に短期）及び設備投資資金（長期）である。なお、デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしている。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
① 有価証券及び投資有価証券	22,504	22,502	△1
② 長期貸付金	2	2	△0
③ 長期借入金	(3,830)	(3,823)	6
④ 長期預り敷金保証金	(6,547)	(6,105)	442
⑤ 社債	(153)	(152)	0
⑥ デリバティブ取引	362	362	—

（\*）負債で計上されているものについては、（ ）で表示している。

- （注） 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。
2. 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでいる。
  3. 社債は1年内償還予定の社債を含んでいる。
  4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。
  5. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,811百万円）及び非上場の関係会社株式（連結貸借対照表計上額173百万円）は、市場価格のない株式等であるため、①有価証券及び投資有価証券には含めていない。

## 連結計算書類

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

#### ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	20,504	—	—	20,504
デリバティブ取引 通貨関連	—	362	—	362
資産計	20,504	362	—	20,866

#### ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 その他	—	1,998	—	1,998
長期貸付金	—	2	—	2
資産計	—	2,000	—	2,000
社債	—	152	—	152
長期借入金	—	3,823	—	3,823
長期預り敷金保証金	—	6,105	—	6,105
負債計	—	10,082	—	10,082

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、債権は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっている。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で、債権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

## デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類している。

## 長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

## 社債

社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

## 長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類している。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、千葉県、兵庫県、大阪府その他の地域において、商業施設（ショッピングセンター）、賃貸用オフィスビルなどを所有している。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
14,584	76,607

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）である。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	連結 損益計算書 計上額
	衣料繊維 事業	産業機材 事業	人とみらい 開発事業	生活流通 事業	合計		
売上高							
(1)顧客との契約から生 じる収益	31,282	24,497	28,850	20,799	105,430	3,755	109,185
(2)その他の収益 (注2)	76	215	4,019	—	4,312	—	4,312
計	31,359	24,713	32,870	20,799	109,742	3,755	113,497

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医療機器販売等を含んでいる。

2. 「その他の収益」はリース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等である。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(3) 会計方針に関する事項④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	23,320
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	24,979
契約資産 (期首残高)	1,712
契約資産 (期末残高)	2,212
契約負債 (期首残高)	1,413
契約負債 (期末残高)	1,011

契約資産は、主に機械設計及び建設業に係る顧客との請負契約について、期末日時点で収益を認識した対価に対する権利に関するものである。契約資産は、当該権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられる。

契約負債は、全ての履行義務を充足する前に顧客から受け取った前受金に関するものである。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩される。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略している。

### 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,638円62銭
(2) 1株当たり当期純利益	108円55銭

# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>42,509</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,746</b>
現金及び預金	17,577	支払手形	612
受取手形	69	買掛金	867
売掛金	9,925	短期借入金	3,520
有価証券	2,000	未払金	2,646
商品及び製品	2,799	未払費用	560
仕掛品	3,618	未払法人税等	1,120
原材料及び貯蔵品	1,008	預り金	1,075
前払費用	77	賞与引当金	631
短期貸付金	4,490	その他	711
その他	952	<b>固定負債</b>	<b>9,955</b>
貸倒引当金	△10	長期借入金	850
<b>固定資産</b>	<b>66,086</b>	繰延税金負債	1,815
<b>有形固定資産</b>	<b>28,129</b>	退職給付引当金	1,112
建物	19,643	長期預り敷金保証金	5,926
構築物	1,288	資産除去債務	237
機械装置	3,305	その他	12
車両運搬具	7	<b>負債合計</b>	<b>21,701</b>
工具、器具及び備品	188	<b>純資産の部</b>	
土地	3,308	<b>株主資本</b>	<b>80,397</b>
建設仮勘定	387	資本金	6,465
<b>無形固定資産</b>	<b>422</b>	資本剰余金	5,077
ソフトウェア	368	資本準備金	5,064
その他	53	その他資本剰余金	12
<b>投資その他の資産</b>	<b>37,535</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>76,965</b>
投資有価証券	18,787	利益準備金	1,616
関係会社株式	17,094	その他利益剰余金	75,349
出資金	3	損失補填準備積立金	680
関係会社出資金	400	配当引当積立金	930
破産更生債権等	863	従業員退職給与基金	1,466
長期前払費用	189	圧縮記帳積立金	1,943
前払年金費用	829	圧縮特別勘定積立金	291
その他	230	別途積立金	37,950
貸倒引当金	△863	繰越利益剰余金	32,088
		<b>自己株式</b>	<b>△8,110</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,496</b>
		その他有価証券評価差額金	6,339
		繰延ヘッジ損益	157
<b>資産合計</b>	<b>108,596</b>	<b>純資産合計</b>	<b>86,894</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>108,596</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 計算書類

## 損益計算書 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		29,856
売上原価		19,916
<b>売上総利益</b>		<b>9,940</b>
販売費及び一般管理費		4,300
<b>営業利益</b>		<b>5,639</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息及び配当金	2,049	
その他	85	2,134
<b>営業外費用</b>		
支払利息	25	
為替差損	1	
減価償却費	19	
社宅経費	70	
その他	90	206
<b>経常利益</b>		<b>7,567</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	720	
関係会社株式売却益	717	
補助金収入	77	1,515
<b>特別損失</b>		
減損損失	245	
固定資産圧縮損	71	
関係会社株式評価損	91	
貸倒引当金繰入額	849	
事業構造改善費用	242	
特別修繕費	108	1,607
<b>税引前当期純利益</b>		<b>7,475</b>
法人税、住民税及び事業税	1,810	
法人税等調整額	96	1,906
<b>当期純利益</b>		<b>5,569</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 計算書類

## 株主資本等変動計算書 (2022年12月1日から2023年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計
		自己株式処分差益		
当 期 首 残 高	6,465	5,064	—	5,064
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	0
譲渡制限付株式報酬	—	—	12	12
積立金の積立	—	—	—	—
積立金の取崩	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	12	12
当 期 末 残 高	6,465	5,064	12	5,077

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利益準備金	利 益 剰 余 金			
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		損 失 補 填 準 備 積 立 金	配 当 引 当 積 立 金	従 業 員 退 職 給 与 基 金	圧 縮 記 帳 積 立 金
当 期 首 残 高	1,616	680	930	1,466	2,017
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
譲渡制限付株式報酬	—	—	—	—	—
積立金の積立	—	—	—	—	4
積立金の取崩	—	—	—	—	△77
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△73
当 期 末 残 高	1,616	680	930	1,466	1,943

# 計算書類

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資 本 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
	圧縮特別 勘定積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	—	37,950	28,858	73,518	△5,935	79,112
事業年度中の変動額 剰余金の配当	—	—	△2,121	△2,121	—	△2,121
当 期 純 利 益	—	—	5,569	5,569	—	5,569
自己株式の取得	—	—	—	—	△2,221	△2,221
自己株式の処分	—	—	—	—	0	0
譲渡制限付株式報酬	—	—	—	—	46	59
積立金の積立	291	—	△295	—	—	—
積立金の取崩	—	—	77	—	—	—
事業年度中の変動額合計	291	—	3,230	3,447	△2,174	1,285
当 期 末 残 高	291	37,950	32,088	76,965	△8,110	80,397

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,619	△26	3,592	82,705
事業年度中の変動額 株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額 (純 額)	2,720	184	2,904	2,904
事業年度中の変動額合計	2,720	184	2,904	4,189
当 期 末 残 高	6,339	157	6,496	86,894

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

##### ②デリバティブ

……時価法

##### ③棚卸資産

製品、原材料、貯蔵品 ……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

販売用不動産 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価している。）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

主として定率法によっている。ただし、1998年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっている。

##### ②無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金 ……従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する見積額を計上している。

③退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。

## (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### ①ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用している。

#### ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引

(ヘッジ対象)

原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

#### ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。

#### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

### ②収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

#### (a) 衣料繊維事業

衣料繊維事業においては、主に繊維製品の製造、加工及び販売等を行っている。当該販売については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識している。

ただし、当該販売のうち国内販売については、顧客に商品を出荷した時点で収益を認識している。

また、国内販売については、顧客の要望によること、通常と同じ代金回収であること等の一定の要件を満たした場合には、未出荷であっても顧客との合意に基づき収益を認識している。

#### (b) 人とみらい開発事業

人とみらい開発事業においては、主に不動産の賃貸等を行っており、これらは国内のみの取引となっている。

当該不動産賃貸等に係る収益については、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い収益を認識している。

### ③退職給付会計の会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしている。これによる、計算書類に与える影響はない。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めていた「社宅経費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

税効果会計

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 1,815百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「4.会計上の見積りに関する注記 税効果会計」の内容と同一であるため記載を省略している。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	62百万円	(62) 百万円
土地	35百万円	(35) 百万円
計	98百万円	(98) 百万円

担保されている債務

長期借入金	800百万円	(800) 百万円
計	800百万円	(800) 百万円

(注) 上記のうち、( ) 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示している。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	70,399百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	11,544百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,894百万円
関係会社に対する長期金銭債務	55百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	14,599百万円
仕入高	7,874百万円
営業取引以外の取引高	60百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 9,427,728株

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	91百万円
未払事業税	66百万円
退職給付引当金	340百万円
貸倒引当金	267百万円
投資有価証券評価損	873百万円
減価償却超過額及び減損損失	1,034百万円
その他	640百万円
繰延税金資産小計	3,314百万円
評価性引当額	△1,142百万円
繰延税金資産合計	2,172百万円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△856百万円
圧縮特別勘定積立金	△128百万円
その他有価証券評価差額金	△2,759百万円
前払年金費用	△103百万円
繰延ヘッジ損益	△69百万円
その他	△71百万円
繰延税金負債合計	△3,988百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△1,815百万円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記 子会社等

(単位：百万円)

種類	名称	議決権 所有割合 (%)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)ナカヒロ	直接 100.00	有	当社毛織物の販売 当社所有建物を 賃貸 運転資金の融資	毛織物の販売 建物の賃貸借 グループ金融 (貸付)	5,276	売掛金	2,893
子会社	アカツキ商事(株)	直接 100.00	有	当社毛織物の販売 当社所有建物を 賃貸 運転資金の融資	毛織物の販売 建物の賃貸借 グループ金融 (貸付)	3,648	売掛金	2,282
子会社	(株)ニッケテキスタイル	直接 100.00	有	当社毛織物の販売 当社所有建物を 賃貸	原糸及び毛織 物の販売	3,306	売掛金	1,095
子会社	(株)ニッケライフ	直接 100.00	有	運転資金の融資 当社所有土地・ 建物を賃貸	グループ金融 (貸付) 土地・建物の 賃貸	80	短期貸付金 破産・更生債 権等	270 849

- (注) 1. 毛織物の販売については、市場価格を勘案し、每期交渉の上、決定している。  
 2. グループ金融については、貸付に伴う利息は市場金利を勘案し決定している。  
 3. グループ金融については、反復取引であるため、取引金額は当事業年度における純増減額を記載している。  
 4. (株)ニッケライフに対する破産・更生債権等については、貸倒引当金849百万円を計上している。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,258円41銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 79円09銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年1月10日

日本毛織株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 藤 田 貴 大  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 卜 部 陽 士  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年1月10日

日本毛織株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 藤田 貴大  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 卜部 陽士  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの第193期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第193期事業年度の取締役等の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針・職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人（ひびき監査法人）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・職務分担等に従い、取締役等や内部監査部門・内部統制部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、当期重点監査項目として当監査役会が定めた事項をはじめ業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、各社の取締役等及び使用人等から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役等の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2024年1月11日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役 上 野 省 吾 ㊟

常勤監査役 大 橋 一 宏 ㊟

社外監査役 片 山 健 ㊟

社外監査役 上 原 理 子 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内

**会場** 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号



## ニッケ大阪ビル 2階ホール



### アクセス

地下鉄御堂筋線「本町」駅1号出口  
徒歩約5分

※会場には外来者専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

